

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 328 件 |
| 国民年金関係 | 21 件 |
| 厚生年金関係 | 307 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 99 件 |
| 国民年金関係 | 48 件 |
| 厚生年金関係 | 51 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年5月から60年3月まで

私は、会社を辞めた昭和59年5月から半年ぐらいたった頃に、A区役所で国民年金の加入手続を行い、一旦退職した会社に復職した60年4月より後になってから、未納となっていた申立期間の国民年金保険料を納付書により分割して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間であり、また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、昭和59年10月頃に払い出されていることが推認できることから、申立期間の国民年金保険料は現年度及び過年度納付することが可能である。

また、申立人は、「一旦退職した会社に復職した昭和60年4月より後になってから、A区役所に行って未納となっていた申立期間の保険料の納付について相談し、当該期間の保険料を分割して納付することを決め、郵送されてきた納付書に現金を添えて郵便局で自身で遡って分割納付した。」と述べている。このことについては、申立人が区役所に相談に行ったとしている同年4月より後の同年11月5日付けで、申立人に対して過年度納付書が作成されていることがオンライン記録により確認でき、申立人は当該過年度納付書を受け取っていたと考えられる。その上、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、「被保険者となった日 昭和59年5月21日」との記載とA区のスタンプが押されていることが確認できることから、申立人は、申立期間当時に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていたものと推認される。これらのことを踏まえると、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月及び同年 9 月
私の母は、父が亡くなった後に私の将来を考えて国民年金の加入手続を行い、私の結婚前の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は昭和 63 年 6 月に国民年金に任意加入して、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間当時は学生であり、母親とは別居していたが、母親は3か月に1回くらい申立人宅に来ていたと説明しており、申立期間前後の任意加入被保険者期間の保険料は納付済みであること、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、昭和 44 年 4 月に国民年金に任意加入して 60 歳に到達するまでの期間の保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年3月まで

私の母は、私が昭和49年3月に大学を卒業したため、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和50年7月から52年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年9月頃に申立人の母親及び妹と連番で払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立人が所持する当該期間当時居住していた市が作成したお知らせ文書には、過年度保険料の納付書については所轄社会保険事務所（当時）から送付される旨が記載されており、申立人は当該期間の過年度納付書を受け取っていたと考えられること、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、同年9月に国民年金に任意加入し、60歳に到達するまでの保険料を全て納付しており、母親が保険料を納付していたとする妹は、同年4月以降平成3年7月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの国民年金加入期間の保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和49年4月から50年6月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記手帳記号番号払出時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は、上記の手帳記号番号と厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を1冊のみ所持し、ほかに手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわ

せる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から同年8月まで

私は、平成4年5月に会社を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を町役場の集金人又は金融機関に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は昭和 60 年 7 月以降申立期間及び平成 5 年 9 月を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行っていることが申立人の所持する年金手帳で確認でき、申立人が申立期間当時に居住していた町では、当該期間当時納付書方式とともに、集金人による保険料収納も行っていたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から46年3月まで
② 昭和48年12月から49年9月まで
③ 昭和49年12月
④ 昭和52年8月
⑤ 平成2年4月

私は、母に勧められて国民年金に加入し、申立期間①、③、④及び⑤は自身で、申立期間②は母が国民年金保険料を納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間直後の昭和46年4月から申立人が厚生年金保険に加入する直前の47年3月までの期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の国民年金手帳の記号番号は46年1月に払い出されており、当該払出時点では、保険料を現年度及び過年度納付することが可能な期間であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②、③、④及び⑤については、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、平成4年10月12日に申立人の被保険者資格の得喪記録が追加されたことにより未加入期間から未納期間に整備されたものであることがオンライン記録で確認でき、当該記録整備時点までは、これらの期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。また、申立期間②については、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、申立期間③、④及び⑤につ

いては、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続、保険料の納付方法、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人及びその母親が申立期間②、③、④及び⑤の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 3 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から同年12月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。婚姻後は、夫が私の保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年11月頃に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立期間直前の8年4月から同年9月までの保険料を申立期間直後の9年1月に現年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、婚姻後に申立人の保険料を納付していたとする夫は、昭和63年4月以降、申立期間を含め自身の保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったとする事情もうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 5 月から平成元年 1 月まで
② 平成元年 4 月

私は、結婚した昭和 59 年 5 月頃に私の夫と共に国民年金の加入手続を行った。私の申立期間①及び②に係る国民年金保険料は、夫が自身の保険料と一緒に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、1か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人の国民年金の手帳記号番号は、平成2年11月頃に払い出されていることが国民年金番号払出表及びオンライン記録で推認でき、この払出しの時点において当該期間の保険料は、過年度納付することが可能であったほか、当該期間の直前の元年3月の保険料は3年5月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該過年度納付の時点においても、申立期間②の保険料は、過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人の申立期間②の保険料を納付してくれていたとする申立人の夫は、当該期間に係る自身の保険料が納付済みであることから、申立内容に不自然さは見られない。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金の手帳記号番号は、前述のとおり、申立人が主張する昭和59年5月頃ではなく、平成2年11月頃に払い出されていることが推認でき、申立人に対して当該手帳記号番号の払出しの前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、当該期間のうち、59年5月から63年9月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の夫の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、昭和60年1月頃

に払い出されていることが推認でき、夫と共に加入手続を行ったとする申立人の主張と相違している。その上、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の夫は、当該期間のうち、厚生年金保険の加入期間を除く 59 年 5 月から同年 12 月までの期間に係る自身の保険料は未納であり、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に係る記憶は曖昧である。

加えて、申立人の夫が申立期間①の保険料を納付してきたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

このほか、申立人の夫が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 6 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 60 年 10 月から同年 12 月まで

私は、結婚した昭和 49 年 6 月に国民年金の加入手続きを行い、自宅に届いた納付書を区役所に持参して夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、3 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は全て納付済みである上、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みである。また、申立人は、当該期間及びその前後の納付済期間を通じて申立人の夫の職業及び生活状況に変化は見られないとしており、さらに、オンライン記録によれば、納付年月が確認できる昭和 61 年 4 月から 63 年 10 月までの期間における夫婦の納付時期は同一月であることが確認できることを踏まえると、申立期間②の保険料が納付されていたと考えるのが自然である。
- 2 一方、申立期間①については、申立人は、「結婚した昭和 49 年 6 月に国民年金に加入し、自宅に届いた納付書を区役所に持参して夫婦二人分の保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人が所持する国民年金の手帳記号番号は、53 年 6 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間①のうち、49 年 6 月から 51 年 3 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によれば、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立

人の夫は、申立期間①の保険料が未納である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間当時における保険料の納付金額に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの期間、55年1月から同年3月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年3月まで
② 昭和43年1月から同年3月まで
③ 昭和45年1月から同年3月まで
④ 昭和55年1月から同年3月まで
⑤ 昭和55年7月から同年9月まで
⑥ 昭和61年4月から62年12月まで
⑦ 昭和63年4月
⑧ 平成2年4月

私の国民年金は、私が20歳となった時に、住み込み先の主人が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。住み込み先を退職後の昭和40年4月以降は、私が保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③、④及び⑤については、それぞれ3か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、昭和56年9月分の保険料が還付決議された57年3月時点で、申立期間④又は⑤が未納となっていた場合、還付保険料は未納となっている保険料に充当されるはずであるが、充当処理が行われていないことから、還付当時は、申立期間④及び⑤は未納として記録されていなかったとも考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②、⑥、⑦及び⑧については、申立人がこれらの申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

申立期間①及び②については、申立人が当時居住していた区では、当時、印紙検認方

法により保険料を収納していたが、申立人が所持する年金手帳の印紙検認記録欄には検認印が無く、当該期間の保険料を納付するとすれば過年度納付しかないが、申立人には、過年度納付に関する記憶は無い。

申立期間⑥については、申立人は、当時居住していた区で未納とされていた保険料を納付しようと区役所へ行ったが「もう時効で納付できないと言われた。」と説明しており、当該期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

申立期間⑦及び⑧については、申立人は、当該期間の保険料の納付場所及び納付額の記憶が曖昧であり、昭和 63 年 4 月 16 日に転居しているが、オンライン記録によると、同年 5 月から平成 17 年 8 月までの期間、不在として取り扱われていることから、国民年金保険料の納付書が届いていなかったものと推察される。

また、申立期間⑧の得喪記録は、平成 17 年 8 月に追加されたことにより、未加入期間から未納期間に記録整備されていることが確認でき、当該記録整備時点まで、当該期間は未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない上、当該記録整備時点では、時効により保険料を納付することができない期間である。

これらのことから、申立人が申立期間①、②、⑥、⑦及び⑧の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの期間、55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から48年6月まで
② 昭和48年10月から同年12月まで

私の両親は、私の国民年金の加入手続を行い、昭和50年11月に婚姻するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、8か月及び3か月とそれぞれ短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の父親は、10年年金を完納しており、母親は、昭和36年4月以降、申立期間を含め60歳に到達するまでの保険料を全て納付しているほか、申立人と同様に両親が保険料を納付していたとされる申立人の妹は、20歳から24歳で婚姻するまでの期間の保険料を全て納付している。

さらに、申立人が居住する区の国民年金被保険者名簿には、昭和48年4月23日に申立人に対して国民年金手帳が発行された旨の記載があることから、当該手帳発行時点で、申立期間の保険料はいずれも現年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年9月までの期間、同年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年6月から62年9月まで
② 昭和62年11月及び同年12月

私の母は、私が20歳になった昭和61年*月か*月頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和62年4月から同年9月までの期間については、申立人の国民年金の加入手続きを行い国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親及び申立人と同様に母親が保険料を納付していたとされる申立人の父親は、夫婦連番で国民年金手帳の記号番号が払い出された44年4月以降、申立期間を含む国民年金加入期間の保険料を全て納付している。また、申立人の手帳記号番号が払い出された62年12月頃の時点で、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立期間当時申立人が居住していた区では、年度途中で強制加入被保険者となった者に対しては当該年度の未納期間に係る現年度納付書を発行していたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、2か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みであるほか、申立人の母親及び父親も当該期間の自身の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和61年6月から62年3月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された時点で、当該期間は過年度保険料となるが、母親は保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているほか、母親及び父親は自身の保険料について、手帳記号番号が払い出された年度以降の保険料を納付し

ており、手帳記号番号払出より前の過年度保険料は納付していないなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年9月までの期間、同年11月及び同年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 8 月から 57 年 2 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 56 年 8 月に勤務していた会社を退職した際に国民年金に加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付した。また、申立期間②及び③についても、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、当該期間は 2 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間当時の 63 年 3 月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったこと、当該期間直後の同年 4 月以降国民年金加入期間の保険料は全て納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記手帳記号番号払出時点で申立期間①及び申立期間②のうち 60 年 12 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、上記払出時点で申立期間②のうち 61 年 1 月から同年 3 月までの期間は保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は遡って保険料を納付したことはないと説明していることなど、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は得られなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 12 月から 4 年 4 月まで
② 平成 6 年 6 月から 7 年 9 月まで
③ 平成 8 年 10 月から 9 年 12 月まで
④ 平成 10 年 4 月から同年 9 月まで

私は、平成 11 年 11 月の結婚後、何度も国民年金保険料の納付書が届いたので、過去の未納分が払えるならと思い保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④のうち、平成 10 年 8 月及び同年 9 月については、申立人は 11 年 10 月以降の国民年金保険料を全て納付しており、12 年 9 月 6 日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該過年度納付書作成時点からみて、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立人は 11 年 10 月から 12 年 3 月までの期間の保険料を同年 4 月に遡って納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び③については、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成 11 年 11 月に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人は 12 年 2 月 21 日作成の国民年金未適用者一覧表（最終）に記載され、当該時点で国民年金に未加入であったこと、及び同年 3 月 21 日にこれらの期間が国民年金被保険者期間として記録整備されていることがオンライン記録から確認でき、申立人は同年 3 月頃に加入手続を行ったと考えられ、当該記録整備以前は、これらの期間は未加入期間のため、制度上、保険料を納付することができない期間であること、当該記録整備時点でこれらの期間は時効により保険料を納付することができないことなど、申立人がこれらの期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④のうち、平成 10 年 4 月から同年 7 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記のとおり 12 年 9 月 6 日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該過年度納付書作成時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から11年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から11年3月まで

私たち姉妹は、学生期間の国民年金保険料は納付する余裕がなかったために免除申請を行ったが、平成11年に祖父が亡くなり、母が祖父の遺産で保険料を納付するようにと送金してくれたため、申請免除期間の保険料を追納した。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人姉妹に申立期間の国民年金保険料を追納するよう勧め、送金をしたとする申立人の母親は、20歳時から60歳に到達するまでの保険料を全て納付している。

また、申立人は、平成11年6月24日に追納の申出をしていることがオンライン記録で確認できるほか、母親が所持していた金融機関の利用明細票から、同年10月4日に母親が申立人姉妹のそれぞれの預金口座に35万円を入金したことが推認できること、申立人が所持する預金通帳から同年同月13日に当該金額が引き出されていることが確認でき、当該金額は申立期間の保険料を平成11年度中に追納した場合の保険料額とおおむね一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から11年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から11年3月まで

私たち姉妹は、学生期間の国民年金保険料は納付する余裕がなかったために免除申請を行ったが、平成11年に祖父が亡くなり、母が祖父の遺産で保険料を納付するようにと送金してくれたため、申請免除期間の保険料を追納した。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人姉妹に申立期間の国民年金保険料を追納するよう勧め、送金をしたとする申立人の母親は、20歳時から60歳に到達するまでの保険料を全て納付している。

また、申立人は、平成11年5月14日に追納の申出をしていることがオンライン記録で確認できるほか、母親が所持していた金融機関の利用明細票から、同年10月4日に母親が申立人姉妹のそれぞれの預金口座に35万円を入金したことが推認できること、申立人の妹が所持する預金通帳から同年同月13日に当該金額が引き出されていることが確認でき、当該金額は申立期間の保険料を平成11年度中に追納した場合の保険料額とおおむね一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から同年12月まで

私と妻は、区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人夫婦は、昭和61年1月以降の国民年金保険料を全て納付しており、平成12年4月以降は保険料を全て前納している。

また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は連番で昭和60年11月頃に払い出され、申立人夫婦は申立期間直後の61年1月の保険料を60年12月に現年度納付しており、当該払出時点及び当該納付時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、62年12月5日に申立人夫婦それぞれに過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認できるが、上記の夫婦の保険料納付状況からみて、申立期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から同年12月まで
私と夫は、区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人夫婦は、昭和61年1月以降の国民年金保険料を全て納付しており、平成12年4月以降は保険料を全て前納している。

また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は連番で昭和60年11月頃に払い出され、申立人夫婦は申立期間直後の61年1月の保険料を60年12月に現年度納付しており、当該払出時点及び当該納付時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、62年12月5日に申立人夫婦それぞれに過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認できるが、上記の夫婦の保険料納付状況からみて、申立期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 12 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月から 40 年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳になった時に国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。母が納付していなければ、上京した先の叔母（父親の妹）が納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は16か月と比較的短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和39年2月に申立人の実家住所地で払い出されており、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人の保険料を実家で納付していたとする母親は、申立期間を含め自身の保険料を全て納付しており、母親が保険料を納付していたとする申立人の3人の妹の保険料もおおむね納付済みである。

また、申立人に対し上京後の住所地で昭和40年6月に別の手帳記号番号が払い出されており、当該手帳記号番号により、申立期間直後の同年4月から43年6月までの保険料は納付済みであるほか、同年4月から同年6月までの保険料は、申立人の所持する年金手帳及び国民年金被保険者名簿で納付が確認されたことにより平成23年2月に未納から納付済みに記録訂正が行われており、申立人に係る年金記録の管理が不適切であった状況が認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月及び同年2月
私は、20歳になった時に市役所から国民年金に加入するように通知が来たので国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間前の平成6年6月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立期間前の8年4月から同年12月までの期間及び申立期間後の9年3月から11年1月までの期間の各月の保険料は、いずれも当月におおむね収納されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 5 月から同年 8 月までの国民年金保険料は、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 5 月から同年 8 月まで
私は、夫婦の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が夫のみ納付済みで、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間であり、申立人は国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 58 年 10 月以降、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、平成 13 年 4 月以降申立期間を含む 3 度の申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格喪失後、申立人及びその夫それぞれに国民年金の適用勧奨が行われていることがオンライン記録で確認でき、このうち申立期間については平成 14 年 7 月 25 日に取得勧奨一覧表が夫婦共に作成され、夫の申立期間については 15 年 1 月に保険料が納付されていることが確認できるほか、上記以外に適用勧奨されたことが確認できる申立期間前後の 13 年 4 月から同年 6 月までの期間、17 年 10 月及び同年 11 月の保険料は夫婦共に納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年5月まで
私の母は、私が大学生だった時に国民年金保険料の納付書が届いたので、郵便局で私の保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間を含め自身の保険料を全て納付している。

また、申立人は申立期間当時大学生であったが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、申立人は第1号被保険者として申立期間当初の平成2年1月11日に被保険者資格を取得していることが記載されており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された3年4月頃時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったほか、申立期間直後の保険料は過年度納付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立人の<申立期間>（別添一覧表参照）の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

| | | |
|--------|---|-----------|
| 氏名 | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : | |
| 生年月日 | : | |
| 住所 | : | |

2 申立内容の要旨

申立期間 : <申立期間>（別添一覧表参照）

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された期末手当支給明細及び賞与支給明細により、申立人は、<申立期間>（別添一覧表参照）に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記期末手当支給明細及び賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、<申立期間>（別添一覧表参照）は<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 200 件（別添一覧表参照）

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 住所 | 申立期間 | 標準賞与額 |
|-------|----|--------|--------|----|------------|------------|
| 19244 | 男 | | 昭和25年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 5,000円 |
| 19245 | 男 | | 昭和19年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 9,000円 |
| 19246 | 男 | | 昭和29年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 円 |
| 19247 | 男 | | 昭和20年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 3,000円 |
| 19248 | 男 | | 昭和25年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 8,000円 |
| 19249 | 男 | | 昭和29年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 9,000円 |
| 19250 | 男 | | 昭和31年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 7,000円 |
| 19251 | 男 | | 昭和29年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 4,000円 |
| 19252 | 男 | | 昭和19年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 円 |
| 19253 | 男 | | 昭和29年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 1,000円 |
| 19254 | 男 | | 昭和31年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 2,000円 |
| 19255 | 男 | | 昭和27年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 7,000円 |
| 19256 | 男 | | 昭和24年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 5,000円 |
| 19257 | 男 | | 昭和28年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 6,000円 |
| 19258 | 男 | | 昭和27年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 1,000円 |
| 19259 | 男 | | 昭和38年生 | | 平成16年3月10日 | 9万 1,000円 |
| 19260 | 男 | | 昭和34年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 2,000円 |
| 19261 | 男 | | 昭和26年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 9,000円 |
| 19262 | 男 | | 昭和23年生 | | 平成16年3月10日 | 13万 3,000円 |
| 19263 | 男 | | 昭和24年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 7,000円 |
| 19264 | 男 | | 昭和34年生 | | 平成16年3月10日 | 9万 1,000円 |
| 19265 | 男 | | 昭和29年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 2,000円 |
| 19266 | 男 | | 昭和28年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 円 |
| 19267 | 男 | | 昭和35年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 3,000円 |
| 19268 | 男 | | 昭和30年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 8,000円 |
| 19269 | 男 | | 昭和29年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 5,000円 |
| 19270 | 男 | | 昭和24年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 2,000円 |
| 19271 | 男 | | 昭和33年生 | | 平成16年3月10日 | 9万 7,000円 |
| 19272 | 男 | | 昭和24年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 3,000円 |
| 19273 | 男 | | 昭和29年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 7,000円 |
| 19274 | 男 | | 昭和24年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 4,000円 |
| 19275 | 男 | | 昭和27年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 1,000円 |
| 19276 | 男 | | 昭和26年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 円 |
| 19277 | 男 | | 昭和27年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 円 |
| 19278 | 男 | | 昭和27年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 1,000円 |
| 19279 | 男 | | 昭和31年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 3,000円 |

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 住所 | 申立期間 | 標準賞与額 |
|-------|----|--------|--------|----|------------|------------|
| 19280 | 男 | | 昭和23年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 9,000円 |
| 19281 | 男 | | 昭和27年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 8,000円 |
| 19282 | 男 | | 昭和25年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 3,000円 |
| 19283 | 男 | | 昭和29年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 7,000円 |
| 19284 | 男 | | 昭和27年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 4,000円 |
| 19285 | 男 | | 昭和33年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 2,000円 |
| 19286 | 男 | | 昭和28年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 7,000円 |
| 19287 | 男 | | 昭和22年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 2,000円 |
| 19288 | 男 | | 昭和23年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 3,000円 |
| 19289 | 男 | | 昭和26年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 9,000円 |
| 19290 | 男 | | 昭和24年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 円 |
| 19291 | 男 | | 昭和27年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 8,000円 |
| 19292 | 男 | | 昭和31年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 5,000円 |
| 19293 | 男 | | 昭和24年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 5,000円 |
| 19294 | 男 | | 昭和26年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 3,000円 |
| 19295 | 男 | | 昭和27年生 | | 平成16年3月10日 | 9万 8,000円 |
| 19296 | 男 | | 昭和32年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 円 |
| 19297 | 男 | | 昭和23年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 5,000円 |
| 19298 | 男 | | 昭和20年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 5,000円 |
| 19299 | 男 | | 昭和19年生 | | 平成16年3月10日 | 8万 5,000円 |
| 19300 | 男 | | 昭和29年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 7,000円 |
| 19301 | 男 | | 昭和28年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 4,000円 |
| 19302 | 男 | | 昭和23年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 4,000円 |
| 19303 | 男 | | 昭和25年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 9,000円 |
| 19304 | 男 | | 昭和30年生 | | 平成16年3月10日 | 9万 7,000円 |
| 19305 | 男 | | 昭和29年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 9,000円 |
| 19306 | 男 | | 昭和31年生 | | 平成16年3月10日 | 9万 7,000円 |
| 19307 | 男 | | 昭和25年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 9,000円 |
| 19308 | 男 | | 昭和27年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 円 |
| 19309 | 男 | | 昭和26年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 3,000円 |
| 19310 | 男 | | 昭和25年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 5,000円 |
| 19311 | 男 | | 昭和31年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 1,000円 |
| 19312 | 男 | | 昭和36年生 | | 平成16年3月10日 | 8万 8,000円 |
| 19313 | 男 | | 昭和32年生 | | 平成16年3月10日 | 9万 7,000円 |
| 19314 | 男 | | 昭和27年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 7,000円 |
| 19315 | 男 | | 昭和33年生 | | 平成16年3月10日 | 9万 4,000円 |

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 住所 | 申立期間 | 標準賞与額 |
|-------|----|--------|--------|----|------------|------------|
| 19316 | 男 | | 昭和35年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 4,000円 |
| 19317 | 男 | | 昭和30年生 | | 平成16年3月10日 | 9万 7,000円 |
| 19318 | 男 | | 昭和26年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 3,000円 |
| 19319 | 男 | | 昭和34年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 7,000円 |
| 19320 | 男 | | 昭和26年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 2,000円 |
| 19321 | 男 | | 昭和26年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 円 |
| 19322 | 男 | | 昭和24年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 8,000円 |
| 19323 | 男 | | 昭和26年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 円 |
| 19324 | 男 | | 昭和27年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 円 |
| 19325 | 男 | | 昭和29年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 9,000円 |
| 19326 | 男 | | 昭和27年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 5,000円 |
| 19327 | 男 | | 昭和24年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 円 |
| 19328 | 男 | | 昭和25年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 3,000円 |
| 19329 | 男 | | 昭和25年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 5,000円 |
| 19330 | 男 | | 昭和29年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 7,000円 |
| 19331 | 男 | | 昭和27年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 5,000円 |
| 19332 | 男 | | 昭和33年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 7,000円 |
| 19333 | 男 | | 昭和20年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 円 |
| 19334 | 男 | | 昭和22年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 1,000円 |
| 19335 | 男 | | 昭和28年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 7,000円 |
| 19336 | 男 | | 昭和24年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 5,000円 |
| 19337 | 男 | | 昭和26年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 1,000円 |
| 19338 | 男 | | 昭和24年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 2,000円 |
| 19339 | 男 | | 昭和34年生 | | 平成16年3月10日 | 9万 2,000円 |
| 19340 | 男 | | 昭和24年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 円 |
| 19341 | 男 | | 昭和27年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 3,000円 |
| 19342 | 男 | | 昭和32年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 7,000円 |
| 19343 | 男 | | 昭和26年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 3,000円 |
| 19344 | 男 | | 昭和29年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 円 |
| 19345 | 男 | | 昭和25年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 2,000円 |
| 19346 | 男 | | 昭和22年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 8,000円 |
| 19347 | 男 | | 昭和24年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 3,000円 |
| 19348 | 男 | | 昭和19年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 7,000円 |
| 19349 | 男 | | 昭和28年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 7,000円 |
| 19350 | 男 | | 昭和30年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 7,000円 |
| 19351 | 男 | | 昭和31年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 6,000円 |

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 住所 | 申立期間 | 標準賞与額 |
|-------|-----------|--------|--------|----|------------|------------|
| 19352 | 男 | | 昭和30年生 | | 平成16年3月10日 | 9万 4,000円 |
| 19353 | 男 | | 昭和26年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 2,000円 |
| 19354 | 男 | | 昭和30年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 8,000円 |
| 19355 | 男 | | 昭和34年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 1,000円 |
| 19356 | 男 | | 昭和28年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 6,000円 |
| 19357 | 男 | | 昭和30年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 1,000円 |
| 19358 | 男 | | 昭和29年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 1,000円 |
| 19359 | 男 | | 昭和29年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 3,000円 |
| 19360 | 男 | | 昭和30年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 8,000円 |
| 19361 | 男 | | 昭和26年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 円 |
| 19362 | 男 | | 昭和29年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 8,000円 |
| 19363 | 男 | | 昭和32年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 7,000円 |
| 19364 | 男 | | 昭和24年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 8,000円 |
| 19365 | 男 | | 昭和24年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 5,000円 |
| 19366 | 女 | | 昭和25年生 | | 平成16年3月10日 | 1万 5,000円 |
| 19367 | 男 | | 昭和19年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 2,000円 |
| 19368 | 女 | | 昭和45年生 | | 平成16年3月10日 | 5万 1,000円 |
| 19369 | 男 | | 昭和20年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 8,000円 |
| 19370 | 男 | | 昭和22年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 9,000円 |
| 19371 | 男 | | 昭和20年生 | | 平成16年3月10日 | 9万 9,000円 |
| 19372 | 男 (死亡) | | 昭和24年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 6,000円 |
| 19373 | 男 | | 昭和25年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 4,000円 |
| 19374 | 男 | | 昭和29年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 円 |
| 19375 | 男 | | 昭和23年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 9,000円 |
| 19376 | 男 | | 昭和22年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 6,000円 |
| 19377 | 男 | | 昭和22年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 3,000円 |
| 19378 | 男 | | 昭和23年生 | | 平成16年3月10日 | 13万 1,000円 |
| 19379 | 男 | | 昭和19年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 7,000円 |
| 19380 | 男 | | 昭和19年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 5,000円 |
| 19381 | 男 (死亡) | | 昭和33年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 9,000円 |
| 19382 | 男 | | 昭和20年生 | | 平成16年3月10日 | 13万 9,000円 |
| 19383 | 男 | | 昭和20年生 | | 平成16年3月10日 | 9万 6,000円 |
| 19384 | 男 | | 昭和19年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 6,000円 |
| 19385 | 男 | | 昭和22年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 4,000円 |
| 19386 | 男 | | 昭和20年生 | | 平成16年3月10日 | 13万 円 |
| 19387 | 男 | | 昭和20年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 9,000円 |

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 住所 | 申立期間 | 標準賞与額 |
|-------|-----------|--------|--------|----|------------|-------------|
| 19388 | 男 | | 昭和19年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 4,000円 |
| 19389 | 男 | | 昭和16年生 | | 平成16年3月10日 | 6万 9,000円 |
| | | | | | 平成16年6月10日 | 103万 9,000円 |
| 19390 | 女 | | 昭和51年生 | | 平成16年3月10日 | 4万 3,000円 |
| | | | | | 平成16年6月10日 | 59万 1,000円 |
| 19391 | 男 | | 昭和23年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 2,000円 |
| 19392 | 男 | | 昭和26年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 8,000円 |
| 19393 | 男 | | 昭和25年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 1,000円 |
| 19394 | 男 | | 昭和24年生 | | 平成16年3月10日 | 13万 3,000円 |
| 19395 | 男 | | 昭和17年生 | | 平成16年3月10日 | 3万 6,000円 |
| 19396 | 男 | | 昭和20年生 | | 平成16年3月10日 | 13万 1,000円 |
| 19397 | 男 | | 昭和19年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 8,000円 |
| 19398 | 男 | | 昭和20年生 | | 平成16年3月10日 | 14万 3,000円 |
| 19399 | 男 | | 昭和20年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 円 |
| 19400 | 男 | | 昭和21年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 5,000円 |
| 19401 | 男 | | 昭和22年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 6,000円 |
| 19402 | 男 (死亡) | | 昭和26年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 9,000円 |
| 19403 | 男 | | 昭和22年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 1,000円 |
| 19404 | 男 | | 昭和20年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 円 |
| 19405 | 男 | | 昭和22年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 5,000円 |
| 19406 | 女 | | 昭和24年生 | | 平成16年3月10日 | 7万 5,000円 |
| | | | | | 平成16年6月10日 | 91万 3,000円 |
| 19407 | 男 | | 昭和19年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 3,000円 |
| 19408 | 男 | | 昭和13年生 | | 平成16年3月10日 | 1万 5,000円 |
| 19409 | 男 | | 昭和18年生 | | 平成16年3月10日 | 13万 1,000円 |
| 19410 | 男 | | 昭和20年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 3,000円 |
| 19411 | 男 | | 昭和17年生 | | 平成16年3月10日 | 1万 4,000円 |
| 19412 | 男 | | 昭和20年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 円 |
| 19413 | 男 | | 昭和19年生 | | 平成16年3月10日 | 13万 2,000円 |
| 19414 | 男 | | 昭和21年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 5,000円 |
| 19415 | 男 | | 昭和20年生 | | 平成16年3月10日 | 7万 円 |
| 19416 | 男 | | 昭和20年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 6,000円 |
| 19417 | 男 | | 昭和21年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 3,000円 |
| 19418 | 男 | | 昭和19年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 8,000円 |
| 19419 | 男 | | 昭和21年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 円 |
| 19420 | 男 | | 昭和21年生 | | 平成16年3月10日 | 14万 4,000円 |

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 住所 | 申立期間 | 標準賞与額 |
|-------|----|--------|--------|----|------------|------------|
| 19421 | 男 | | 昭和24年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 4,000円 |
| 19422 | 男 | | 昭和18年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 3,000円 |
| 19423 | 男 | | 昭和24年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 2,000円 |
| 19424 | 男 | | 昭和20年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 8,000円 |
| 19425 | 男 | | 昭和22年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 6,000円 |
| 19426 | 男 | | 昭和21年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 5,000円 |
| 19427 | 男 | | 昭和21年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 6,000円 |
| 19428 | 男 | | 昭和15年生 | | 平成16年3月10日 | 1万 5,000円 |
| 19429 | 男 | | 昭和22年生 | | 平成16年3月10日 | 8万 9,000円 |
| 19430 | 男 | | 昭和19年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 2,000円 |
| 19431 | 男 | | 昭和20年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 1,000円 |
| 19432 | 男 | | 昭和22年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 2,000円 |
| 19433 | 男 | | 昭和21年生 | | 平成16年3月10日 | 13万 円 |
| 19434 | 男 | | 昭和20年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 4,000円 |
| 19435 | 男 | | 昭和21年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 7,000円 |
| 19436 | 男 | | 昭和22年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 4,000円 |
| 19437 | 男 | | 昭和20年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 4,000円 |
| 19438 | 男 | | 昭和29年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 2,000円 |
| 19439 | 男 | | 昭和26年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 2,000円 |
| 19440 | 男 | | 昭和23年生 | | 平成16年3月10日 | 10万 円 |
| 19441 | 男 | | 昭和19年生 | | 平成16年3月10日 | 11万 3,000円 |
| 19442 | 男 | | 昭和18年生 | | 平成16年3月10日 | 6万 3,000円 |
| 19443 | 男 | | 昭和24年生 | | 平成16年3月10日 | 12万 2,000円 |

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

| | | |
|--------|---|-----------|
| 氏名 | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : | |
| 生年月日 | : | |
| 住所 | : | |

2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は厚生年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び給与明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間の標準賞与額については、賞与明細一覧表及び給与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 56 件（別添一覧表参照）

| 事案番号 | 基礎年金番号 | 氏名 | 生年月日 | 住所 | 申立期間 (賞与支給日) | 標準賞与額 |
|-------|--------|----|--------|----|-----------------|------------|
| 19444 | | 男 | 昭和35年生 | | 平成20年6月20日 | 60万 円 |
| 19445 | | 男 | 昭和38年生 | | 平成20年6月20日 | 60万 円 |
| 19446 | | 男 | 昭和41年生 | | 平成16年4月22日 | 27万 円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 78万 円 |
| 19447 | | 女 | 昭和18年生 | | 平成16年4月22日 | 9万 円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 30万 円 |
| 19448 | | 女 | 昭和48年生 | | 平成16年4月22日 | 20万 7,000円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 52万 円 |
| 19449 | | 男 | 昭和49年生 | | 平成16年4月22日 | 27万 円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 77万 円 |
| 19450 | | 男 | 昭和50年生 | | 平成16年4月22日 | 27万 円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 92万 円 |
| 19451 | | 男 | 昭和50年生 | | 平成16年4月22日 | 27万 円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 91万 円 |
| 19452 | | 男 | 昭和49年生 | | 平成16年4月22日 | 27万 円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 89万 円 |
| 19453 | | 男 | 昭和47年生 | | 平成16年4月22日 | 27万 円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 83万 円 |
| 19454 | | 女 | 昭和51年生 | | 平成16年4月22日 | 20万 7,000円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 50万 円 |
| 19455 | | 女 | 昭和51年生 | | 平成16年4月22日 | 22万 5,000円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 60万 円 |
| 19456 | | 男 | 昭和53年生 | | 平成16年4月22日 | 27万 円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 80万 円 |
| 19457 | | 男 | 昭和53年生 | | 平成16年4月22日 | 27万 円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 75万 円 |
| 19458 | | 女 | 昭和53年生 | | 平成16年4月22日 | 22万 5,000円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 62万 円 |
| 19459 | | 男 | 昭和54年生 | | 平成16年4月22日 | 22万 5,000円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 64万 円 |
| 19460 | | 女 | 昭和54年生 | | 平成16年4月22日 | 20万 7,000円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 58万 円 |
| 19461 | | 女 | 昭和38年生 | | 平成20年6月20日 | 50万 円 |

| 事案番号 | 基礎年金番号 | 氏名 | 生年月日 | 住所 | 申立期間 (賞与支給日) | 標準賞与額 |
|-------|--------|----|--------|----|-----------------|------------|
| 19462 | | 男 | 昭和54年生 | | 平成16年4月22日 | 22万 5,000円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 62万 円 |
| 19463 | | 男 | 昭和55年生 | | 平成16年4月22日 | 22万 5,000円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 63万 円 |
| 19464 | | 女 | 昭和55年生 | | 平成16年4月22日 | 20万 7,000円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 40万 円 |
| 19465 | | 女 | 昭和53年生 | | 平成16年4月22日 | 20万 7,000円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 56万 円 |
| 19466 | | 男 | 昭和44年生 | | 平成20年6月20日 | 35万 円 |
| 19467 | | 男 | 昭和55年生 | | 平成16年4月22日 | 18万 円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 55万 円 |
| 19468 | | 男 | 昭和54年生 | | 平成16年4月22日 | 18万 円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 62万 円 |
| 19469 | | 男 | 昭和55年生 | | 平成16年4月22日 | 18万 円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 60万 円 |
| 19470 | | 女 | 昭和57年生 | | 平成16年4月22日 | 18万 円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 55万 円 |
| 19471 | | 女 | 昭和57年生 | | 平成16年4月22日 | 18万 円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 56万 円 |
| 19472 | | 男 | 昭和54年生 | | 平成16年4月22日 | 18万 円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 50万 円 |
| 19473 | | 男 | 昭和44年生 | | 平成16年4月22日 | 18万 円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 56万 円 |
| 19474 | | 女 | 昭和56年生 | | 平成16年4月22日 | 13万 5,000円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 52万 円 |
| 19475 | | 男 | 昭和56年生 | | 平成16年4月22日 | 13万 5,000円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 59万 円 |
| 19476 | | 男 | 昭和56年生 | | 平成16年4月22日 | 13万 5,000円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 58万 円 |
| 19477 | | 男 | 昭和30年生 | | 平成16年4月22日 | 13万 5,000円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 79万 円 |
| 19478 | | 男 | 昭和46年生 | | 平成16年4月22日 | 18万 円 |
| | | | | | 平成20年6月20日 | 76万 円 |
| 19479 | | 女 | 昭和59年生 | | 平成20年6月20日 | 46万 円 |
| 19480 | | 女 | 昭和56年生 | | 平成20年6月20日 | 48万 円 |

| 事案番号 | 基礎年金番号 | 氏名 | 生年月日 | 住所 | 申立期間 (賞与支給日) | 標準賞与額 |
|-------|--------|----|--------|----|-----------------|-------|
| 19481 | | 男 | 昭和59年生 | | 平成20年6月20日 | 43万 円 |
| 19482 | | 男 | 昭和57年生 | | 平成20年6月20日 | 48万 円 |
| 19483 | | 男 | 昭和58年生 | | 平成20年6月20日 | 42万 円 |
| 19484 | | 男 | 昭和54年生 | | 平成20年6月20日 | 44万 円 |
| 19485 | | 男 | 昭和56年生 | | 平成20年6月20日 | 47万 円 |
| 19486 | | 男 | 昭和58年生 | | 平成20年6月20日 | 43万 円 |
| 19487 | | 男 | 昭和59年生 | | 平成20年6月20日 | 42万 円 |
| 19488 | | 女 | 昭和61年生 | | 平成20年6月20日 | 39万 円 |
| 19489 | | 女 | 昭和52年生 | | 平成20年6月20日 | 47万 円 |
| 19490 | | 女 | 昭和51年生 | | 平成20年6月20日 | 48万 円 |
| 19491 | | 女 | 昭和59年生 | | 平成20年6月20日 | 42万 円 |
| 19492 | | 男 | 昭和61年生 | | 平成20年6月20日 | 36万 円 |
| 19493 | | 男 | 昭和45年生 | | 平成20年6月20日 | 30万 円 |
| 19494 | | 男 | 昭和34年生 | | 平成20年6月20日 | 25万 円 |
| 19495 | | 女 | 昭和58年生 | | 平成20年6月20日 | 15万 円 |
| 19496 | | 男 | 昭和60年生 | | 平成20年6月20日 | 5万 円 |
| 19497 | | 男 | 昭和61年生 | | 平成20年6月20日 | 5万 円 |
| 19498 | | 女 | 昭和56年生 | | 平成20年6月20日 | 5万 円 |
| 19499 | | 男 | 昭和61年生 | | 平成20年6月20日 | 5万 円 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 8 日から 37 年 7 月 13 日まで
年金の請求手続をしたときに、申立期間に係る脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金を受給した覚えは無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 4 か月後の昭和 38 年 11 月 15 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の後で、脱退手当金が支給されたとする日の前の 2 回の被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立期間に勤務した事業所と当該未請求期間に勤務した事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号は同一の記号番号で管理されており、当該未請求期間が存在することは、事務処理上不自然である。

さらに、申立人が、脱退手当金の支給日より近い、2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月1日から39年4月19日まで
日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和40年3月9日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の後で、脱退手当金が支給されたとする日の前の被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立期間に勤務した事業所と当該未請求期間に勤務した事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号は同一の記号番号で管理されており、当該未請求期間が存在することは、事務処理上不自然である。

そして、申立人が当該未請求期間に勤務したA会B支部に係る事業所別被保険者名簿及び当該未請求期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の欄については、申立人が同支部在職中に、厚生年金保険被保険者記号番号を申立期間に勤務した事業所に係る記号番号に統合する処理が行われており、当該処理は申立人の意思に基づいて行われたと思われることから、申立人が当該未請求期間に係る被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 52 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間④の標準報酬月額については、32 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月から 34 年 6 月まで
② 昭和 40 年 10 月から同年 12 月まで
③ 昭和 41 年 1 月から同年 5 月まで
④ 昭和 52 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

A社C工場に勤務していた期間のうち申立期間①の標準報酬月額、同社に勤務していた期間のうち申立期間②の標準報酬月額、同社B工場に勤務していた期間のうち申立期間③の標準報酬月額が直近の標準報酬月額より下がっているので調べてほしい。また、同社同工場における資格喪失日が昭和 52 年 8 月 31 日となっているが、この間は同社からD社へ出向の扱いとなっていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、申立人はA社からD社へ出向の扱いとなっていたとしているところ、雇用保険の加入記録によると、A社B工場における離職日は昭和 52 年 8 月 31 日、D社における資格取得日は同年 9 月 1 日となっていることから、継続して勤務していたことが確認でき、申立期間④はA社B工場に在籍していたことが確認できる。

また、A社B工場が加入していたE健康保険組合が発行した申立人に係る被保険者期間等証明書における資格喪失年月日は、昭和 52 年 9 月 1 日となっていることが確認できるところ、同健康保険組合は、当該期間当時、社会保険事務所及び健康保険組合への届出書は、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B工場において昭和 52 年

9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間④の標準報酬月額については、申立人に係る上記健康保険組合の記録から、32万円とすることが妥当である。

- 2 A社に係る商業登記簿謄本によると、同社はF社に合併し解散となっているが、申立期間①について、A社C工場は、F社G事業所に名称を変更し、厚生年金保険の適用事業所として継続しているところ、同社同事業所は、当該期間の関連資料は保管しておらず、また担当者もいないため、当時の状況は把握が困難であると回答している上、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②について、A社が加入していたE健康保険組合からの回答によると、申立期間②に係る標準報酬月額は5万2,000円となっており、同社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の記録と一致している。

また、上記被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた等の不自然な処理は見当たらない。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人について、法律改正に伴う昭和40年5月の標準報酬月額が記録された後、同年10月の標準報酬月額が低額となっているが、同様に低額となっている者がほかに3名確認できる。

加えて、F社は、当該期間についての関連資料は保管していないと回答している上、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間③について、A社B工場が加入していたE健康保険組合からの回答によると、申立期間③に係る標準報酬月額は4万8,000円となっており、同社同工場に係る事業所別被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の記録と一致している。

また、上記被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた等の不自然な処理は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、昭和41年に申立人と同じくA社B工場に異動となっている者はほかに5名確認できるが、このうち1名は申立人と同様、異動後の同社同工場における標準報酬月額の方が低額となっている。

加えて、F社は、当該期間についての関連資料は保管していないと回答している上、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び厚生

生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立期間③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 12 月 21 日は 52 万 8,000 円、20 年 8 月 1 日は 40 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 21 日
② 平成 20 年 8 月 1 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「支給控除項目一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「支給控除項目一覧表」において確認できる保険料控除額から、平成 19 年 12 月 21 日は 52 万 8,000 円、20 年 8 月 1 日は 40 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 12 月 21 日は 35 万 6,000 円、20 年 8 月 1 日は 27 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 21 日
② 平成 20 年 8 月 1 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「支給控除項目一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「支給控除項目一覧表」において確認できる保険料控除額から、平成 19 年 12 月 21 日は 35 万 6,000 円、20 年 8 月 1 日は 27 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 12 月 21 日は 38 万 9,000 円、20 年 8 月 1 日は 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 21 日
② 平成 20 年 8 月 1 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「支給控除項目一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「支給控除項目一覧表」において確認できる保険料控除額から、平成 19 年 12 月 21 日は 38 万 9,000 円、20 年 8 月 1 日は 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 12 月 21 日は 36 万 6,000 円、20 年 8 月 1 日は 28 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 21 日
② 平成 20 年 8 月 1 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「支給控除項目一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「支給控除項目一覧表」において確認できる保険料控除額から、平成 19 年 12 月 21 日は 36 万 6,000 円、20 年 8 月 1 日は 28 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 12 月 21 日は 34 万 8,000 円、20 年 8 月 1 日は 26 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 21 日
② 平成 20 年 8 月 1 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「支給控除項目一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「支給控除項目一覧表」において確認できる保険料控除額から、平成 19 年 12 月 21 日は 34 万 8,000 円、20 年 8 月 1 日は 26 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月1日から14年12月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より大幅に低くなっている。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成14年12月31日）より後の平成15年1月10日付けで、13年3月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社における申立期間当時の事業主は、「当社は社会保険料を滞納していた。最終的に自分が社会保険事務所に行き、社会保険料を支払わない手続をした。」と供述していることから、申立期間当時、同社は厚生年金保険料の滞納があり、減額訂正処理に係る手続は事業主が行ったことが推認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は平成14年12月20日にA社の取締役を辞任しており、上記減額訂正処理日は同社の取締役ではなかったことが確認できる。

加えて、A社の事業主は、「申立人は営業担当役員であり、社会保険業務に関する最終的な判断は自分が行っていた。」旨回答していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年10月1日から6年3月31日までの期間について、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は、平成6年4月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年3月の標準報酬月額については、47万円とすることが妥当である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年5月1日まで

A社及びB社に勤務した一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、また、A社で勤務した期間の標準報酬月額が給与の額より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間のうち、平成5年10月から6年2月までの期間について、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、47万円と記録されていたところ、同年3月24日付けで、5年10月1日に遡って8万円に減額訂正されている上、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった6年3月31日まで同社に在籍していた従業員26名について、申立人と同様に、標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の経理担当者は、「当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所か

ら経営責任を指摘され、役員について標準報酬月額を遡って引き下げた。」と供述している。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人の氏名は無いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月24日付けで行われた申立人に係る標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実には即したものとは考え難く、申立人について、社会保険事務所に5年10月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成6年3月31日から同年4月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年3月31日）より後の同年5月6日付けで、遡って同年3月31日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社は、当該期間において法人格を有していたことから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断され、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人が記憶している同僚は、「当該期間も含めてA社及び関連会社のB社に継続して勤務しており、申立人と一緒に仕事をしていた。」と供述している。

さらに、申立人のA社における雇用保険の離職日は平成6年3月31日、B社における雇用保険の取得日は同年4月1日と記録されていることから、申立人は同年3月31日までA社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人が平成6年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の遡及処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、同年4月1日であると認められる。

また、平成6年3月の標準報酬月額については、申立人のA社における上記遡及処理前の記録から、47万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間のうち、平成6年4月1日から同年5月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及びB社の同僚の供述により、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、当該期間について、上記同僚が保有している本人分の源泉徴収票により、平成6年4月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人についても同様に保険料が控除されていたものと考えられる。

一方、オンライン記録では、B社は平成6年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所としての記録を確認することができない。

しかし、B社は、当該期間において法人格を有していたことから、厚生年金保険法

に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の平成6年4月の標準報酬月額については、申立人のB社における同年5月のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、B社は、当該期間において適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 20 年 9 月 1 日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の標準報酬月額については、120 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで

A 社が所有する B 船に乗船していたが、昭和 20 年 8 月頃、同船が触雷により座礁したため下船し自宅に戻り待機した。その後、21 年 4 月から同社が所有する C 船に乗船したが、B 船を下船してから C 船に乗船するまでの期間について船員保険の被保険者記録が無い。

一緒に C 船に乗船していた同僚は同船に乗る前から船員保険の被保険者となっていたことが分かったので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた C 船乗船時の同僚 7 人のうち、連絡の取れた 3 人は、同船に乗り組む前に予備船員として待機した期間が数か月あった旨回答している上、このうちの一人は同船に乗っていた当時、申立人から申立人が乗船していた B 船が触雷により座礁したことを聞いた旨供述している。

また、申立人が記憶していた B 船乗船時の同僚一人は、同船の座礁により下船したと考えられる昭和 20 年 9 月以降も、継続して船員保険の被保険者となっていることから、申立人は同船を下りた後も A 社に継続して雇用され、C 船に乗船するまで、予備船員として待機していたことがうかがえる。

さらに、申立期間当時、A 社は E 会の管理下にあったが、申立人に係る同会の船員保険被保険者名簿においては、申立人の氏名、生年月日、標準報酬等級の記載はあるものの、資格取得日及び資格喪失日の記載が無く、備考欄に昭和 21 年 4 月 1 日の日付が記載されており、当該日付は、申立人のオンライン記録における資格取得日と一致してい

ることから、備考欄に記載されている日付を資格取得日としたものとも考えられるが、申立人に係る船員保険被保険者台帳の資格取得日は空欄となっているため、備考欄に記載されている日付が資格取得日であるという根拠や妥当性については不明である上、申立人が記憶していたC船乗船時の同僚7人についても申立人と同様に船員保険被保険者名簿には資格取得日及び資格喪失日の記載が無く、このうちの5人は備考欄に同年4月1日と記載されているが、船員保険被保険者台帳の資格取得日は同日とは別の日付となっていることが確認できることから、申立人に係る申立期間の船員保険被保険者記録について、社会保険事務所の記録管理が適切であったとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は昭和20年9月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年4月の社会保険事務所の記録から、120円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月1日から53年10月1日まで
A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、厚生年金基金が当初記録していた標準報酬月額より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、14万2,000円と記録されているところ、A企業年金基金が保管しているA厚生年金基金の加入員記録（平成15年8月度）によれば、昭和52年10月の定時決定により、申立人の申立期間の標準報酬月額は当初28万円と記録されていたが、その後14万2,000円に訂正されていることが確認できる。

これについてA企業年金基金は、A厚生年金基金が代行返上する際（平成16年6月）に、準備作業として国の記録と基金の記録を突合し、基金の記録を国の記録に合わせて訂正した、訂正理由は不明である旨回答している。

また、A社が提出した申立人に係る申立期間の賃金台帳によると、標準報酬月額28万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、A社は、申立期間当時の社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（28万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

| | |
|---------|-----------|
| 氏名： | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号： | |
| 生年月日： | |
| 住所： | |

2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 3 月 30 日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 13 件（別添一覧表参照）

| 事案番号 | 基礎年金番号 | 氏名 | 生年月日 | 住所 | 標準賞与額 |
|-------|--------|----|--------|----|-------|
| 19526 | | 男 | 昭和22年生 | | 30万 円 |
| 19527 | | 男 | 昭和38年生 | | 55万 円 |
| 19528 | | 男 | 昭和31年生 | | 20万 円 |
| 19529 | | 女 | 昭和46年生 | | 25万 円 |
| 19530 | | 女 | 昭和29年生 | | 55万 円 |
| 19531 | | 男 | 昭和22年生 | | 25万 円 |
| 19532 | | 男 | 昭和47年生 | | 40万 円 |
| 19533 | | 男 | 昭和39年生 | | 20万 円 |
| 19534 | | 男 | 昭和25年生 | | 20万 円 |
| 19535 | | 男 | 昭和45年生 | | 15万 円 |
| 19536 | | 女 | 昭和49年生 | | 12万 円 |
| 19537 | | 男 | 昭和35年生 | | 15万 円 |
| 19538 | | 男 | 昭和43年生 | | 15万 円 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和49年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年7月21日から同年8月21日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にA社本社からA社B支店への異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有する人事記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和49年7月21日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保有する賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は納付したとしているが、オンライン記録における資格取得日は、雇用保険の記録における資格取得日と一致していることから、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同一の資格取得日を記録したとは考え難く、事業主が昭和49年8月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月31日から5年6月1日まで
A社にシステムエンジニアとして勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。雇用保険被保険者離職票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同一職種の同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された雇用保険被保険者離職票により、申立人は、申立期間において、オンライン記録における資格喪失時の標準報酬月額（38万円）に相当する給与を支払われていたことが確認できる上、上記同僚は、申立期間において、申立人の職種及び業務内容に変更は無かったとしている。

さらに、申立人と同日付けでA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録がある複数の従業員は、申立期間の一部について給与支給明細書を保有しているところ、当該給与支給明細書により、被保険者資格喪失後に、資格喪失時の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年11月のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回

答が得られないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万9,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月21日から43年8月1日まで

A社B工場C分工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与計算書における保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の給与計算書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社B工場C分工場における申立期間の標準報酬月額は、3万円と記録されているところ、同社が保有する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人の同社同工場における資格取得日は昭和42年10月21日、標準報酬月額は3万9,000円であることが確認できる。

また、申立期間の給与計算書により、申立人が主張する標準報酬月額（3万9,000円）に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、昭和43年4月1日に設立されたA厚生年金基金の加入員記録により、申立人の同年4月から同年7月までの標準報酬月額は3万9,000円であったことが確認できる。

これらのことから、社会保険事務所における申立人の記録管理は適切に行われていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万9,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、平成12年9月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年6月16日から8年2月11日まで
② 平成12年3月14日から同年10月1日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額と相違している。A社については給与所得の源泉徴収票等を、B社については給料支払明細書等を提出するので、それぞれ正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成12年9月の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②のうち、平成 12 年 3 月から同年 8 月までの期間については、給料支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致又は高額であるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、B社の元代表者は、「厚生年金保険の取扱いについては事務担当者に任せていたので分からない。」旨供述しているところ、オンライン記録から当該事務担当者の所在を特定することができないため、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間①のうち、平成 7 年 6 月から同年 11 月までの期間については、申立人が提出した同年 6 月 15 日付けの「雇用条件等に関する企業被雇傭者相互確認書」によると、申立人の主張する報酬月額が支払われる旨記載されていることが確認できるが、同年分給与所得の源泉徴収票で確認できる報酬月額及び社会保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致していることが確認できる。

申立期間①のうち、平成 7 年 12 月及び 8 年 1 月については、申立人及び A 社は保険料控除が確認できる資料を保管していないが、同社は「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（取得時訂正）」、7 年 10 月の定時決定に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」及び 8 年 1 月の随時改定に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」を提出し、「申立人が申し立てている内容の届出書を社会保険事務所に提出していない。」旨回答しているところ、各通知書に記載された標準報酬月額は、それぞれオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人が提出した A 社に係る雇用保険被保険者離職票に記載された賃金額と上記標準報酬改定通知書に記載された報酬月額は一致していることが確認できる。

このほか、申立期間①及び申立期間②のうち、平成 12 年 3 月から同年 8 月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成20年12月15日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を29万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、平成21年7月22日及び同年12月20日に係る標準賞与額30万円に相当する賞与並びに22年7月20日に係る標準賞与額31万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、21年7月22日及び同年12月20日は30万円、22年7月20日は31万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年12月15日
② 平成21年7月22日
③ 平成21年12月20日
④ 平成22年7月20日
⑤ 平成22年12月20日

A社に勤務した各申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。給料支払明細書により、賞与が支給されていることが確認できるので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成20年12月15日、21年7月22日、同年12月20日、22年7月20日及び同年12月20日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用され

る法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 20 年 12 月 15 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、21 年 7 月 22 日、同年 12 月 20 日、22 年 7 月 20 日及び同年 12 月 20 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人が提出した給料支払明細書（各明細書に「賞与」の記載あり。）によると、申立人は、平成 20 年 12 月 15 日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 20 年 12 月 15 日に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、29 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていないとしていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成 21 年 7 月 22 日、同年 12 月 20 日及び 22 年 7 月 20 日については、上記給料支払明細書により、当該期間に係る標準賞与額（平成 21 年 7 月 22 日及び同年 12 月 20 日は 30 万円、22 年 7 月 20 日は 31 万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を、平成 21 年 7 月 22 日及び同年 12 月 20 日は 30 万円、22 年 7 月 20 日は 31 万円に訂正することが必要である。

平成 22 年 12 月 20 日については、上記給料支払明細書により、当該期間に係る標準賞与額（31 万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できるが、オンライン記録、雇用保険の加入記録及び申立人の供述から、申立人は、同年 12 月 27 日に A 社を退職し、翌日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる。

また、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成 22 年 12 月は、申立人が厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成8年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、5年4月から6年9月までは24万円、同年10月から8年1月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月16日から8年2月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成5年4月16日から8年2月15日まで同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が加入していたC健康保険組合から提出された申立人に係る健康保険資格証明書により、申立人は、平成8年2月15日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社は、「申立人は正社員であり、正社員は、健康保険及び厚生年金保険に加入しており、申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していた。」と回答していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、C健康保険組合の回答により、平成5年4月から6年9月までは24万円、同年10月から8年1月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 18 年 7 月 10 日の標準賞与額に係る記録を 67 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与台帳により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、67 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成 15 年 7 月 8 日の標準賞与額に係る記録を 99 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 8 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与台帳により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、99 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、

これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成3年10月から4年7月までは18万円、同年8月から5年2月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年3月17日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から4年7月までは18万円、同年8月から5年2月までは20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年5月30日の後の同年10月6日付けで、遡って12万6,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人が、当該減額訂正処理日である平成5年10月6日において取締役であったか否かについて確認できないが、申立期間に被保険者資格を有する元従業員6人に照会したところ、回答のあった3人のうち二人は、申立人について「一般事務職である。」旨供述している。そのうちの一人は、「申立人について、金銭に関わる仕事は会社の入出金くらいで、一般事務が主な業務であった。」旨供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年10月から4年7月までは18万円、同年8月から5

年2月までは20万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成6年11月から7年5月までは59万円、同年6月から8年1月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から8年2月27日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬月額に見合う標準報酬月額より大幅に低くなっている。申立期間の一部の賃金台帳を提出するので、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成6年11月から7年5月までは59万円、同年6月から8年1月までは56万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月27日の後の同年12月20日付けで、6年11月に遡及して20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が取締役であったのは同社が破産した平成8年2月*日までであり、遡及訂正処理日において取締役ではなかったことが確認できることから、当該減額訂正処理に係る同社の意思決定について、一定の権限を有していたとは考え難い。

さらに、申立人から提出のあった平成6年及び7年の一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、当該減額訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年11月から7年5月までは59万円、同年6月から8年1月までは56万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を10万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月1日から55年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合ったものとなっていない。当時の給料支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の申立期間に係る給料支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和62年7月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の当時の事業主に照会したが回答を得ることができず、このほかに、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年10月20日から同年11月22日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支所における資格取得日に係る記録を同年10月20日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を190円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和23年9月7日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本所における資格取得日に係る記録を同年9月7日に訂正し、同年9月及び同年10月の標準報酬月額を8,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月20日から同年11月22日まで
② 昭和23年9月7日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②に異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出のあった申立人に係る人事記録及び事業主の回答から判断すると、申立人が当該期間に同社に継続して勤務し(昭和20年10月20日に同社C出張所から同社B支所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支所における昭和20年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、190円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、雇用保険の加入記録、上記人事記録及び事業主の回答か

ら判断すると、申立人が当該期間にA社に継続して勤務し（昭和 23 年 9 月 7 日に同社 D出張所から同社本所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社本所における昭和 23 年 11 月の社会保険事務所の記録から、8,100 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関連資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成4年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月31日から4年4月1日まで
A社に平成4年3月31日まで勤務していたのに、資格喪失日が同日となっている。また、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、45万円の報酬額に見合うものとなっていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年3月31日から同年4月1日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人が、同年3月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（当初は、平成4年3月31日）より後の平成4年4月8日付けで、申立人の同社における被保険者資格喪失日は同年3月31日と記録され、また、3年10月から4年2月までの標準報酬月額は、当初、38万円と記録されていたところ、資格取得時の3年10月31日に遡って8万円に減額訂正されており、さらに、4年5月8日付けで再び3年10月から4年2月までの標準報酬月額が遡って20万円に訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人と同様に平成4年4月8日付け及び同年5月8日付けで標準報酬月額が遡って減額訂正されている同僚が102人確認できる。

なお、A社に係る商業登記簿謄本では、上記処理日である平成4年4月8日において同社は法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要

件を満たしていたものと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、A社における被保険者資格喪失日を平成4年3月31日とする処理及び厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って標準報酬月額を減額訂正する処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を雇用保険の加入記録により確認できる離職日の翌日である同年4月1日に訂正し、3年10月から4年3月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要である。

次に、申立人は、申立期間の報酬月額が45万円であった旨主張しているところ、その主張する報酬月額を確認できる給与明細書等の資料は所持していない。

また、A社の従業員で申立人と同じく被保険者記録を遡及訂正された従業員から提出された給与明細書によると、給与額は資格喪失日まで遡及訂正前の標準報酬月額に見合う額であり、厚生年金保険料も当該給与額に見合う額が控除されていることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年10月31日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（C市）における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年9月5日から22年5月1日まで
② 昭和23年10月31日から同年12月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。両期間に同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の加入記録、A社が提出した人事記録（職員カード）及び申立期間②に同社B支店に勤務していた複数の従業員の供述から、申立人は、当該期間も同社同支店に所属して、D事務所に勤務し、仕事内容や勤務形態にも変更は無かったことが確認できる。

そして、A社は、「申立人については、人事記録等から、当該期間も当社B支店に勤務していたことは間違いないが、当社同支店が昭和23年12月1日にC市からE市に移転した際のC市の当社同支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る届出において、申立人を含む複数の社員について、同年12月1日と届け出るべきところを誤って同年10月31日と届け出たものとする。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店（C市）における昭和23年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,100円とすることが妥当で

ある。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について昭和23年12月1日と届け出るべきところ、誤って同年10月31日と届け出たことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、A社が提出した人事記録（職員カード）及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間①において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除や納付については、当時の資料が無く不明と回答している。

また、上記同僚はいずれも、申立期間①の始期である昭和21年9月5日以前にA社に入社した旨回答しているところ、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該同僚の同社同支店における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人の同社同支店における資格取得日と同日の22年5月1日となっていることが確認できることから、同社においては、当時、従業員を採用後、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③のうち、平成16年1月1日から同年2月1日まで、同年4月1日から同年9月1日まで及び同年11月1日から17年4月20日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、16年1月は26万円、同年4月から同年6月までは22万円、同年7月は28万円、同年8月は22万円、同年11月及び同年12月は24万円、17年1月は26万円、同年2月及び同年3月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間⑤及び⑥について、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月20日は29万5,000円、同年12月20日は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間⑤及び⑥の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から16年1月1日まで
② 平成16年1月1日から17年1月1日まで
③ 平成17年1月1日から同年4月20日まで
④ 平成15年12月20日
⑤ 平成16年7月20日
⑥ 平成16年12月20日

A社に勤務した申立期間①、②及び③の厚生年金保険の標準報酬月額及び申立期間④の標準賞与額が、保険料控除額に見合う額と相違している。また、申立期間⑤及び⑥の標準賞与額の記録が無い。

一部期間の給与明細書及び賞与支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正して

ほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、申立人から提出された平成16年及び17年の一部の給与明細書及び16年上期賞与支払明細書並びにB市から提出された申立人に係る16年中及び17年中の所得内容の証明書から判断して、16年1月、同年4月から同年8月まで及び同年11月から17年3月までの期間において、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書等により確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成16年1月は26万円、同年4月から同年6月までは22万円、同年7月は28万円、同年8月は22万円、同年11月及び同年12月は24万円、17年1月は26万円、同年2月及び同年3月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、上記給与明細書等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額とが長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たおらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成16年2月、同年3月、同年9月及び同年10月については、上記給与明細書等により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このため、申立人の当該期間の標準報酬月額については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間⑤については、申立人から提出のあった当該期間に係る賞与支払明細書により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、標準賞与額29万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑥については、申立人から提出された平成16年度に係る給与明細書及び上期賞与支払明細書並びにB市から提出された申立人に係る16年中の所得内容の証明書から判断して、申立人は、当該期間において、標準賞与額28万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間⑤及び⑥の厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、上記1の標準報酬月額届出状況からみて、また、事業主により上記賞与支払明細書等において確認できる賞与額の届出があった場合に社会保険事務所が2度も誤ってこれを記録しなかったとは考え難いことから、事業主は、当該届出を社会保険事務所に行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①について、申立人は、当該期間に係る給与明細書を保管しておらず、また、A社では、申立人の当該期間に係る給与支給総額及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料を保存しておらず、さらに、B市において申立人に係る平成15年中の所得内容が分かる資料が保管されていないため、申立期間①に係る給与支給総額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このため、申立期間①については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間④について、申立人は、当該期間に係る賞与支払明細書を保管しておらず、また、A社では、申立人の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料を保存しておらず、さらに、B市において申立人に係る平成15年中の所得内容が分かる資料が保管されていないため、申立期間④における賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このため、申立期間④については、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月16日から38年8月10日まで
平成7年4月頃、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。受給した記憶は無かったが、もう時効になっていると思い、そのままにしていた。22年秋に、日本年金機構から脱退手当金に関わる厚生年金保険加入記録のお知らせ(はがき)が送られてきたが、やはり自分には、申立期間について脱退手当金を受給した記憶は無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社B工場に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年8月10日の前後の各5年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす10名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある者は申立人を含め3名と少なく、また、受給要件を満たす10名のうち、連絡先が把握できた3名から同社における当時の脱退手当金の取扱状況等について聴取したところ、いずれの者からも事業主による代理請求をうかがうことができなかつたことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和46年5月に再交付された申立期間に係る厚生年金保険被保険者証を保有しているところ、同年当時は、再交付の場合でも脱退手当金が支給されている場合には「脱」の表示をすとの社会保険庁(当時)の通知が存在したが、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所(当時)で当該通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無いにもかかわらず、申立人の保有する当該被保険者証には「脱」の表示が無い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある最初の被保険者となった期

間及び次の被保険者となった期間並びに申立期間の後に被保険者となった2回の期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、申立期間に勤務した事業所と支給日より近い2回の未請求期間に勤務した事業所の厚生年金保険被保険者記号番号は同一であり、当該期間が未請求期間として存在することは事務処理上不自然である。

加えて、申立人が、脱退手当金支給決定日前の5回の被保険者期間のうち、最初に勤務した事業所に係る被保険者期間及び支給日より近い被保険者期間を含む4回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 18 日から 41 年 6 月 1 日まで
平成 22 年秋に、日本年金機構からはがきをもらい、脱退手当金をもらっていることになっていることを知った。しかし、会社から脱退手当金についての説明を受けた記憶は無く、請求手続をしたことや脱退手当金を受け取った記憶なども無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 11 か月後の昭和 42 年 4 月 25 日に支給決定されている上、申立人が申立期間と申立期間後も引き続き勤務したA社における支給日直前の被保険者期間が未請求になっていることから、同社の事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある最初の被保険者となった期間及び次の被保険者となった期間並びに申立期間の後に被保険者となった期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、申立期間に勤務した事業所と支給日より近い未請求期間に勤務した事業所とは同一であり、かつ、厚生年金保険被保険者記号番号は同一番号で管理されており、当該期間が未請求期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人が勤務した4回の被保険者期間のうち、最初に勤務した事業所に係る被保険者期間及び支給日より近い被保険者期間を含む3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成3年2月から同年6月までは14万2,000円、同年7月から4年9月までは16万円、同年10月から5年9月までは17万円、同年10月から6年6月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から6年7月30日まで

A社に勤務した全ての期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低い。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成3年2月から同年6月までは14万2,000円、同年7月から4年9月までは16万円、同年10月から5年3月までは17万円と記録されていたところ、同年4月7日付けで、3年2月に遡って9万8,000円に減額訂正されている上、同社において、申立人のほかに代表取締役を含む71人についても、標準報酬月額が、同日付けで同様に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成5年4月から同年9月までは17万円、同年10月から6年6月までは20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年7月30日）の後の同年8月8日付けで、5年4月に遡って8万円に減額訂正されている上、同社において、申立人のほかに66人についても、標準報酬月額が、同日付けで同様に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金基金における加入期間の標準報酬月額は、平成3年2月から同年6月までは14万2,000円、同年7月から4年8月までは16万円と記録されており、上記遡及訂正前のオンライン記録と一致していることが確認できる。

これらのことについて、A社の元代表取締役は、「申立期間当時はたくさんの債務が

あったため詳しい内訳は分からないが、社会保険料の滞納もあったと思う。社会保険の手続に関しては担当者に任せていたので、どのような手続が行われていたのかは分からない。」旨回答している。

また、オンライン記録により、A社において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「A社の経営は苦しく、給与が遅れることもあり、また、自身の標準報酬月額も低く記録されている。」旨供述している。

さらに、申立人は、「経理の仕事をしていた。」旨供述しているところ、上記元代表取締役は、「従業員は数百人いたため申立人のことを記憶していないが、取締役ではなかった。」旨供述しており、A社に係る商業登記簿謄本からも、上記標準報酬月額の減額訂正処理日において、申立人が同社の取締役であったことは確認できない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において平成5年4月7日付け及び6年8月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、遡って申立人の標準報酬月額を減額訂正する合理的な理由はなく、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年2月から同年6月までは14万2,000円、同年7月から4年9月までは16万円、同年10月から5年9月までは17万円、同年10月から6年6月までは20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成3年2月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から4年7月までは32万円、同年8月から5年4月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から5年5月18日まで
A社に勤務した全ての期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低い。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成3年2月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から4年7月までは32万円、同年8月から5年3月までは38万円と記録されていたところ、同年4月7日付けで、3年2月に遡って9万8,000円に減額訂正されている上、同社において、申立人のほかに代表取締役を含む71人についても、標準報酬月額が、同日付けで同様に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金基金における加入期間の標準報酬月額は、平成3年2月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から4年7月までは32万円、同年8月は38万円と記録されており、上記遡及訂正前のオンライン記録と一致していることが確認できる。

これらのことについて、A社の元代表取締役は、「申立期間当時はたくさんの債務があったため詳しい内訳は分からないが、社会保険料の滞納もあったと思う。社会保険の手続に関しては担当者に任せていたので、どのような手続が行われていたのかは分からない。」旨回答している。

また、オンライン記録により、申立人と同時期に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は、「A社の経営は苦しく、給与が遅れることもあり、また、自身の標準報酬月額も低く記録されている。」旨回答している。

さらに、申立人は、「営業の仕事をしていた。」旨供述しているところ、上記元代表取締役は、「従業員は数百人いたため申立人のことを記憶していないが、取締役ではなかった。」旨供述しており、A社に係る商業登記簿謄本からも、上記標準報酬月額が減額訂正処理日において、申立人が同社の取締役であったことは確認できない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において平成5年4月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考えるべく、遡って申立人の標準報酬月額を減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年2月から5年4月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年2月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から4年7月までは32万円、同年8月から5年4月までは38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成20年7月2日から同年12月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月から同年11月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成20年12月1日から21年3月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、標準報酬月額の決定の基礎となる20年7月の資格取得時は標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を32万円とすることが必要である。

さらに、平成20年12月12日の標準賞与額の記録は、事後訂正の結果12万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の10万円とされているが、標準賞与額12万円に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の標準賞与額に係る記録を12万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成20年7月2日から21年3月1日まで
②平成20年12月12日

A社に勤務している期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額及び申立期間②の標準賞与額が、保険料控除額に見合う額より低い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、訂正後の記録は年金の給付に反映されないことから、給料明細及び賞与明細を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成20年7月2日から21年3月1日までの期間及び20年12月12日に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を適用し、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間①のうち、平成20年7月2日から同年12月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を適用し、同年12月1日から21年3月1日までの期間及び申立期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間①のうち、平成20年7月2日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額について、申立人から提出のあった給料明細及び事業主から提出のあった源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、平成20年7月及び同年8月は30万円、同年9月から同年11月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間①のうち、平成20年12月1日から21年3月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、20万円と記録されている。

しかし、申立人から提出のあった給料明細によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成20年7月の資格取得時に標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が

事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における平成20年12月から21年2月までの標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準賞与額は10万円と記録されているところ、申立人から提出のあった賞与明細及び事業主から提出された源泉徴収簿により、申立人は、A社において、12万円の標準賞与額に相当する賞与を事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を12万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和50年12月29日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月29日から51年1月7日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に本店から支店間の異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する社員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、B社から提出されたB社企業年金基金加入員台帳によると、申立人は、昭和50年12月29日にA社本店において資格を喪失し、同日に同社C支店で資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社は、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出用紙について、「当時、複写式の用紙であった。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のA社C支店における被保険者資格取得日を昭和50年12月29日として社会保険事務所に届出を行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るB企業年金基金の加入員台帳の記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 34 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 8 月 1 日から 13 年 7 月 15 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より低くなっているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、34 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 13 年 7 月 15 日）の後の平成 13 年 8 月 6 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は取締役であったことが確認できるところ、事業主である申立人の父親は、社会保険事務は自らが行っており、申立人は営業担当であった旨回答している上、従業員二人も、申立人は営業を担当しており、社会保険の事務等の業務は行っていないと思う旨回答しており、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 34 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月4日から30年9月11日まで
年金事務所から確認はがきが来て、申立期間に係る脱退手当金の支給記録があることが分かったが、受け取った記憶は無いので受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3年2か月後の昭和33年11月29日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間より前の最初に厚生年金保険被保険者となった期間、次に厚生年金保険被保険者となった期間及び申立期間より後に厚生年金保険被保険者となった期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、上記脱退手当金の支給決定日以前の4回の被保険者期間のうち、当該最初の被保険者となった8か月間と次の被保険者となった12か月間及び申立期間の後の支給日直前の2か月間の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年8月3日から36年1月21日まで
② 昭和36年1月21日から37年3月21日まで

年金の裁定請求時に、社会保険事務所（当時）で脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、自分には、脱退手当金を受け取った記憶は無い上に、脱退手当金の支給対象となっているA社B工場に勤務したことは無く、加入記録自体が間違っているため、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する脱退手当金は、オンライン記録では、申立期間①のC社及び申立期間②のA社B工場に係る被保険者期間を通算した19か月間を対象として、昭和37年11月12日に5,752円が支給決定されたこととなっている。

一方、申立人の脱退手当金支給決定当時、脱退手当金の支給要件は、申立人のような女性の場合、24か月以上の被保険者期間が必要であった。

このため、申立人に対する当該脱退手当金の支給決定は、支給対象月数が不足しているという支給要件を満たさない不適法なものであったと認められる。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人が申立期間より前に勤務したC社において厚生年金保険の被保険者となったときに払い出されているものであるが、申立人に対する上記脱退手当金の支給手続を行った社会保険事務所では、当該脱退手当金支給手続において、当該被保険者記号番号から、払い出した社会保険事務所が特定でき、当該社会保険事務所に照会することにより、同社における被保険者期間が把握できたはずであり、上記のとおり申立人に係る脱退手当金の支給対象となった厚生年金保険被保険者期間が支給要件を満たさない19か月であるものの、同社における被保険者期間14か月を加算すれば33か月となり、支給対象被保険者期間が支給要件を満たしていたという点からみても、これを見落とすことは考えられず、適正な事務処

理が行われていたとは言い難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 1 日から 36 年 9 月 5 日まで
平成 22 年 9 月に日本年金機構からの確認通知書で脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、自分には、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 年後の昭和 39 年 9 月 1 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人が申立期間に勤務した A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立期間に係る記号番号払出簿の申立人の氏名は、旧姓のままであることから、申立期間に係る脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、同社退職後であって、脱退手当金支給決定日の約 19 か月前の昭和 38 年 2 月 * 日に婚姻し、改姓しており、申立人が旧姓で申立期間に係る脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間より前の最初に厚生年金保険被保険者となった B 社及び申立期間の後で支給決定日の前に勤務した C 社に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、両期間を申立人が失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年1月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月7日から同年5月6日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚から提出された昭和46年4月の社員旅行の写真並びに同僚、従業員等の供述から判断すると、申立人は、同年1月7日からA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間に厚生年金保険の加入記録のある複数の同僚及び従業員等に照会したところ、回答のあった8人全員が入社と同時に厚生年金保険に加入したと思う旨、そのうちの6人が試用期間は無かったと思う旨それぞれ供述している。

さらに、同僚の一人は、申立人は正社員として経理の事務に従事していたが、途中で業務内容及び雇用形態に変更は無かったと思う旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月から9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月から9年2月まで

私の父か母は、私が20歳の時に私の国民年金の加入手続をしてくれた。その後、私は、平成6年4月に会社に入り、厚生年金保険に加入し、8年1月に会社を辞めた後すぐに国民年金の再加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私がA金融機関B支店か郵便局で毎月納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、平成8年1月に会社を辞めた後すぐに国民年金の再加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私がA金融機関B支店か郵便局で毎月保険料を納付した。」と述べており、オンライン記録によると、平成8年1月の保険料が同年2月に、同年4月の保険料が同月にそれぞれ納付され、同年2月、同年3月、同年5月及び同年6月の保険料が同年7月に納付された後、同年7月から同年11月までの保険料が同年8月から同年11月までの期間におおむね毎月納付されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人に対する過年度納付書が平成11年3月5日に作成されていることが確認でき、また、申立人は9年3月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立期間の保険料は、当該納付書が作成された時点において、未納であったものと推認できる。このことについて、申立人は、「11年3月に作成された納付書を受け取った記憶は無い。」と述べており、申立人の母も納付書を受け取った記憶が無いとしていることから、申立期間の保険料は、当該過年度納付書によっては納付されていなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。なお、申立人は、「申立期間の保険料は、A金融機関B支店か郵

便局で納付したと思う。」と述べているが、A金融機関B支店は、当該期間の保険料の納付に係る資料は残っていない旨の回答をしており、また、郵便局においても当該期間の保険料の納付に係る資料の保存期限を経過していることから、金融機関及び郵便局では、申立人の申立期間の保険料の納付状況について確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 58 年 3 月まで

私は、会社を退職した昭和 55 年 6 月頃に国民年金に加入した。申立期間当時はA市の臨時職員として勤務していたのでA市役所内のB金融機関の出張所で申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 55 年 6 月頃に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A市の手帳記号番号払出簿によれば、58 年 5 月に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに年金手帳を所持した記憶は無いと述べていることなどから、当該手帳記号番号の払出しより前に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、55 年 6 月から 56 年 3 月までの期間は、当該手帳記号番号払出しの時点において、時効により保険料を納付することはできない期間である。さらに、申立期間のうち、56 年 4 月から 58 年 3 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点においては、保険料を遡って過年度納付することが可能な期間であるものの、申立人は、「十数万円もの金額が必要となる過年度納付はしていないと思う。」と述べている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から48年1月まで

申立期間の国民年金保険料は、時期は覚えていないがA市B出張所から「未納があるので納付してください。」という通知が届き、私の妻が夫婦二人分の保険料を同出張所でまとめて納付していたのに、私の保険料だけが未納の記録となっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、私の妻が夫婦二人分をまとめて納付していたのに、私の保険料だけが未納の記録となっているのは納得できない。」と主張しているが、申立人の妻の申立期間に係る保険料は、オンライン記録によれば、申立人と同様に未納と記録されていることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和48年2月頃に夫婦連番で払い出されていることが推認できる。その上、申立人の妻は、「国民年金の加入手続を行ったときにもらった夫婦二人分の国民年金手帳を現在所持している。」と述べており、当該年金手帳には、それぞれ「昭和48年2月3日発行」と記載されていることが確認できることから、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、44年2月から45年12月までの期間は、当該手帳記号番号の払出時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の妻は、「申立期間の夫婦二人分の保険料をA市B出張所でまとめて納付したはずである。」と主張しているが、申立期間のうち、昭和46年1月から48年1月までの期間については、当該手帳記号番号の払出時点において、当該期間の大半は遡って保険料を過年度納付することとなる期間であり、A市の国民年金の担当者は、「出張所では過年度保険料は収納することができなかった。」と説明していることを踏

まえると、申立人の妻が当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から 62 年 12 月まで
私は、平成元年に結婚した際、国民年金の加入手続を行い、それまで未納であった 5 年分の国民年金保険料を遡って納付した。未納であった申立期間の保険料は全部納めたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、申立人が主張する平成元年より後の 2 年 3 月頃に払い出されていることが推認できる。

また、申立人の申立期間直後の昭和 63 年 1 月から平成 2 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料は、オンライン記録によれば、前述の手帳記号番号の払出し直後であり、63 年 1 月から同年 3 月までの期間の時効期限である平成 2 年 4 月に、遡ってまとめて納付されていることが確認できる。しかし、申立期間は、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、保険料の徴収権の時効である 2 年を超えており、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、「当時居住していた市の市役所で遡って保険料を納付した。」と述べているが、制度上、市役所において過年度保険料は納付することができないなど、申立人の保険料の納付に関する記憶は曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から59年6月まで

私の父は、私が20歳になった昭和50年*月に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、私が20歳になった昭和50年*月に私の国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、61年8月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が記載されている年金手帳のみを所持しており、このほかに年金手帳を所持していた記憶が無いとしていることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、自身の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父親から当時の保険料の納付状況等を確認することができない。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年8月から59年3月まで
私の母は、私が大学生だった昭和55年4月から61年3月までの期間について、私が居住していたA県B市の市役所で、私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の実家があるC区において昭和56年8月20日に払い出された記号番号（以下「記号番号Ⅰ」という。）と、申立人が大学に入学した55年4月から大学を卒業した直後の61年5月までの期間に居住していたA県B市において、59年2月6日に払い出された記号番号（以下「記号番号Ⅱ」という。）の2つの記号番号が払い出されていることが確認できる。また、申立人が現在所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は、56年8月15日に国民年金の被保険者資格を取得し、同年8月26日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、同年8月の保険料を納付することが可能であるものの、59年5月に作成された同区の年度別納付状況リストによると、56年8月の保険料は納付とは記録されていないことが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間において大学生であるため、申立期間のうち、昭和56年9月から59年3月までの期間は、国民年金の被保険者資格は任意加入適用期間であったものの、前述の年金手帳及びオンライン記録により任意加入していなかったことが確認できることから、当該期間は、記号番号Ⅱが払い出された59年2月時点においては、遡って保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無い。

その上、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親から当時の状況を聴取することができないことから、申立期間に係る保険料の納付状況等について確認することができない。

なお、申立人は、申立人の母親が記載したとする昭和57年1月から同年12月までの期間の「家計のメモ」を提出しており、当該メモによると、申立人の母親が申立人の57年度の保険料を納付していたことを示唆する記載が確認できるものの、前述のとおり、当該期間は、申立人が国民年金に加入していない期間とされており、制度上、保険料を納付することができない期間である。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成元年 1 月までの期間及び平成 9 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月から平成元年 1 月まで
② 平成 9 年 1 月

私は、平成 4 年 8 月頃に国民年金の加入手続をし、納付書が届けば国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料も納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は国民年金の加入手続をしたとする当該期間後の平成 4 年 8 月に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料は時効により納付することができないこと、申立人が現在所持する年金手帳は、上記手帳記号番号のみが記載されたものと厚生年金保険の記号番号のみが記載された手帳の 2 冊のみで、ほかに手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人に対して平成 13 年 3 月 21 日に、同年 1 月 16 日の厚生年金保険被保険者資格喪失に伴う第 1 号・第 3 号被保険者取得勸奨（初回勸奨）が行われ、同年 4 月 5 日に、9 年 2 月 7 日の国民年金被保険者資格喪失の記録が追加されたことがオンライン記録から確認でき、これについて、所轄年金事務所では、上記初回勸奨の際に以前の 9 年 1 月 8 日にも厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが判明し、当該期間の国民年金被保険者期間としての記録整備が行われたものと考えられると説明しており、当該記録整備が行われるまでは当該期間は未加入期間であり、当該記録整備時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、

申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年8月から54年3月まで
② 昭和54年4月から57年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をし、私の国民年金保険料を納付してくれていないはずである。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻後に第3号被保険者資格取得の届出手続をした昭和61年11月に払い出されており、いずれの申立期間も、申立期間当時は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができなかったほか、申立期間①に係る53年8月12日の資格取得日及び54年4月1日の資格喪失日は、平成12年2月7日に記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点では申立期間①は時効により保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人は、厚生年金保険の記号番号と上記の国民年金手帳の記号番号が記載された手帳1冊のみを所持し、当該手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」が昭和61年10月18日と記載され、申立人は、ほかに年金手帳を所持していた記憶は無いとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年5月までの期間及び同年7月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から3年5月まで
② 平成3年7月から4年3月まで

私は、督促された国民年金保険料の金額を納付することが困難であったため区役所に相談に行った際、保険料の免除制度を教えられ、未納保険料の納付も勧められたので、免除申請手続を行ってから数日後に、友人に借金して未納の保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、最初に保険料の免除申請をした数日後に未納の保険料を一括納付し、また、申立人自身が保険料を納付したのは、この一括納付の1回のみであると説明しており、申立期間後の平成4年5月30日に最初の平成4年度分の保険料の免除申請を行っていることがオンライン記録から確認できるが、一括納付したとする時点では申立期間①のうち2年4月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、友人からの借金10万円と自身の預金から引き出した資金で一括納付したとしているが、当該友人から当時の状況を聴取することができず、申立期間の納付額の記憶も曖昧であること、一括納付したとする時点では申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は過年度納付書を受け取った記憶は曖昧であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 11 月から 55 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月から 55 年 6 月まで
私は、帰国した昭和 55 年頃に申立期間の国民年金保険料の納付書が届いたので、遡って一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 55 年頃に帰国して転入手続を行った後に未納保険料の納付書が届いたので、一括納付したと説明しているが、一括納付したとする保険料額は申立期間の保険料額と大幅に相違していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の 57 年 9 月 22 日に払い出されており、申立人は、当該払出時点で過年度納付が可能であった 55 年 7 月分まで遡って保険料を納付していることが確認できるものの、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は、国民年金手帳の記号番号のみ記載された年金手帳と厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳の 2 冊を所持し、ほかに手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 58 年 12 月に会社を退職した後、母に勧められて、59 年 1 月頃に区役所出張所で国民年金の加入手続きを行い、母が国民年金保険料を金融機関で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成 4 年 4 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から54年6月まで
私の母は、区の集金人に依頼し、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を両親の分と一緒に区の集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、加入手続の時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和56年7月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年3月まで
私の母は、私が20歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、加入手続の場所及び時期に関する記憶が曖昧であり、納付したとする保険料の金額は申立期間の保険料額と大きく相違している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成3年11月頃に払い出されており、申立期間は学生が任意適用とされていた時期の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から 55 年 3 月までの期間、57 年 11 月から 63 年 5 月までの期間及び平成 2 年 12 月から 4 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 5 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 57 年 11 月から 63 年 5 月まで
③ 平成 2 年 12 月から 4 年 9 月まで

私は、時期は憶^{おぼ}えていないが、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと母から聞いた。その後、保険料を納付していなかったが、社会保険事務所（当時）の職員が来て、2 年間遡って未納保険料を納付すれば納付記録がつながると言われ、2 年分の未納保険料を一括納付し、その後は定期的に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、加入手続の時期、保険料の納付開始時期、納付期間、納付場所及び納付方法に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 58 年 9 月に払い出されており、当該払出時点では申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明していることから、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立人は、遡って 2 年分の保険料を納付したのは 1 回のみであると説明しており、申立期間③直後の平成 4 年 10 月から 6 年 9 月までの 2 年分の保険料は 6 年 11 月 22 日に一括で過年度納付及び現年度納付され、その後の保険料は定期的に納付されていることが申立人の所持する領

収証書及びオンライン記録で確認でき、当該納付時点ではいずれの申立期間も時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年3月から47年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続をし、私の国民年金保険料は、当初は母が納付し、妹が国民年金に加入してからは妹が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び妹が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、加入当初から昭和44年8月頃までの保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、同年9月以降の保険料を納付していたとする妹は、保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年12月20日に兄妹連番で払い出されており、この払出時点では申立期間のうち45年9月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、44年9月以降の申立人の保険料を納付していたとする申立人の妹は、申立期間の保険料を遡って納付したことはないと説明している。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していた市が作成した国民年金被保険者名簿では、申立期間は保険料の未納期間と記載されており、当該被保険者名簿に記載されている申立期間後の保険料の領収日は申立人が所持している年金手帳及び領収書の領収日と同一であることから、当該被保険者名簿に記載されている内容の信頼性は高いものと考えられ、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、新たな証言及び事情も見当たらないなど、申立人の母親及び妹が申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から47年3月まで

私は、昭和44年9月に会社を退職し自宅で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年12月20日に兄妹連番で払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち45年9月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は申立期間の保険料を遡って納付したことはないと説明しているほか、申立期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が申立期間同時に居住していた市が作成した国民年金被保険者名簿では、申立期間は保険料の未納期間と記載されており、当該被保険者名簿に記載されている申立期間後の保険料の領収日は申立人が所持している年金手帳及び領収書の領収日と同一であることから、当該被保険者名簿に記載されている内容の信頼性は高いものと考えられ、申立期間同時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、新たな証言及び事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から6年3月まで

私は、免除申請していた期間の追納通知書が届いたので、免除期間の国民年金保険料をまとめて1回で追納した。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の追納通知書が届いたので保険料を一括して追納したと説明しているが、当該通知書が届いた時期、保険料の追納時期及び追納場所に関する記憶が曖昧であるほか、追納額は憶^{おぼ}えていないと説明している。

また、申立人が追納の申出を行った記録は無く、申立人は追納通知書が届いた記憶はあるものの、追納の申出書類を記入した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から60年12月までの期間及び61年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から60年12月まで
② 昭和61年3月

私の元妻は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を始めるとともに、加入手続する前の期間の保険料を遡って納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする元妻から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和62年1月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち、59年9月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間①と②の間の61年1月及び同年2月は、63年4月5日に納付された保険料が遡って充当された結果、納付済みとなった期間であり、申立人が遡って保険料を納付したことにより納付済みとなったものではないほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月から47年4月まで
② 昭和47年5月から50年12月まで

私の母は、昭和44年6月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまでの国民年金保険料を家族の分と一緒に納付してくれていたはずである。また、47年5月に婚姻した後は、元夫が勤務していた会社が私の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和51年4月頃に元夫と連番で払い出されており、この払出時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は当該期間当時に別の年金手帳を所持していたか記憶が曖昧であり、当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は元夫が勤務していた会社で自身の保険料を納付していたはずであると説明しているが、申立人の元夫が勤務していた会社が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の元夫から当時の納付状況等を聴取することが困難であり、元夫が勤務していた会社は、当該期間当時に従業員の配偶者の国民年金の手続

及び保険料の納付について会社が行っていたかは、分からないと説明しており、当時の状況が不明である。また、申立人の手帳記号番号は、上記のとおり昭和 51 年 4 月頃に払い出されており、当該期間は国民年金の任意加入対象期間の未加入期間であるため、遡って保険料を納付することができない期間であるほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の元夫が勤務していた会社が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 12 月までの期間、60 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 60 年 10 月及び同年 11 月

私は、国民年金の加入手続については憶えていないが、申立期間の国民年金保険料は送付されてきた納付書で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続、申立期間の保険料の納付時期、納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 61 年 4 月に払い出され、申立人が所持している年金手帳の国民年金の「被保険者となった日」は上記の払出しと同月が記載されており、申立期間は、平成 14 年 1 月 29 日に申立人の国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録が追加されたことにより未加入期間から未納期間に整備されたものであることがオンライン記録で確認でき、当該記録整備時点まで申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であり、当該記録整備時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間当時に別の国民年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 11690 (事案 5590 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から42年10月までの期間及び47年10月から50年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から42年10月まで
② 昭和47年10月から50年1月まで

私は、昭和40年10月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付してきた。平成21年2月に年金記録確認第三者委員会に申立てを行い、21年9月に申立期間の記録の訂正はできない旨の通知をもらった。しかし、当該委員会の判断後、年金手帳に印紙が貼付されスタンプで日付が押されていたこと、及び国民年金保険料が月額550円ぐらいであったことを新たに思い出したので、申立期間に係る保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回の申立てにおいて、i) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付頻度及び納付額等の記憶が曖昧である上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が申立期間①当時居住していた区の納付方法と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、ii) 申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年8月時点では、申立期間の大部分は時効により大半が保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知を行っているところである。

今回、申立人から新たな資料の提出等はなく、申立人は、「年金手帳に印紙が貼付されスタンプで日付が押されていたこと、及び国民年金保険料が月額550円ぐらいであったことを新たに思い出した。」と述べているが、当該印紙収納や保険料額が、いつの時期に係るものであるか具体的に述べておらず、これは、委員会の当初の決定を変更すべ

き新たな周辺事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和26年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和48年6月から52年12月まで
私は、時期は不明だが、昭和48年9月に結婚後しばらくしてから国民年金に加入した。私の夫が、私の未納となっていた申立期間に係る国民年金保険料の全てを遡って一括で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和54年4月に払い出されていることが確認でき、また、当該手帳記号番号の払出しの時期は第3回特例納付の実施期間であることから、申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を第3回特例納付により納付することは可能である。

しかしながら、第3回特例納付による納付記録を記載した附則第4条納付者リストには、申立人が第3回特例納付を行った記録は無い上、昭和59年5月10日現在の年度別納付状況リストにおいても、申立期間の保険料は未納となっていることが確認でき、両リストにおいても不自然な点は見受けられない。これらのことから、申立人の夫が、申立期間の保険料を第3回特例納付で納付していなかったものとするのが自然である。

また、申立人は、自身の申立期間に係る保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の夫から、申立期間当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況を確認することができない。

加えて、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

このほか、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から59年3月まで
私は、昭和52年4月にA区役所で国民年金の加入手続を行い、国民健康保険料と一緒に、前納割引制度を利用して申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和52年4月にA区役所で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金の手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、62年4月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無く、申立人に対し当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人がA区へ住民票を移したのは、戸籍の附票によれば、昭和56年11月であることが確認できることから、それより前にA区で国民年金の加入手続をすることはできない。

さらに、申立人は、「国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人がA区において最初に国民健康保険の被保険者資格を取得した時期は、A区の記録によれば、昭和62年9月であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間の保険料の納付方法及び納付金額の記憶が曖昧である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年12月まで

私の母は、学生が強制加入となる平成3年4月より前に、私の国民年金の加入手続きを行い、私が大学在学中の同年4月から4年3月に大学を卒業するまでの期間に係る私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、学生が強制加入となる平成3年4月より前ではなく、同年7月以降に払い出されていることが推認できる。また、申立人に対し当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号の前後20人における手帳記号番号が生年月日順に払い出されていることなどから、手帳記号番号は、国民年金の加入申請手続きを経て払い出されたものではなく、行政による職権で払い出されたものと考えられる。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、自身の国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は、申立期間の保険料の納付方法、納付金額及び納付時期の記憶が曖昧である。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から52年3月まで

私の妻は、結婚した昭和49年6月に私の国民年金の加入手続きを行い、自宅に届いた納付書を区役所に持参して夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚した昭和49年6月に国民年金に加入し、自宅に届いた納付書を区役所に持参して夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人が所持する国民年金の手帳記号番号は、53年6月頃に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、49年6月から51年3月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。また、オンライン記録によれば、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料が未納である。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の妻は申立期間当時における保険料の納付金額に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月及び同年3月

私は、母に20歳になったら国民年金に加入しなければならないと言われていたので、20歳になった平成元年*月頃に、当時居住していた住所地の近くにあった区の出張所で国民年金の加入手続きを行い、2か月分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の平成4年7月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、厚生年金保険の記号番号及び平成4年に払い出された国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳を1冊所持しているが、それ以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時に申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年12月まで

私は、昭和59年3月に大学を卒業してから半年くらい後に、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。納付書が送付されてきたが、当初はお金が無く納付できず、半年後にお金が貯まったので約10万円を持って区役所の出張所で過去の払えなかった分とその月に納めるべき国民年金保険料を併せて一緒に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額及び納付頻度の記憶が曖昧である。

また、申立人は昭和59年3月に大学を卒業してから半年くらい後に、国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の61年7月に払い出されているほか、申立人は、納付書が送付されてきた半年後に申立期間の保険料を納付したと説明しているものの、当該払出時点から半年後の62年1月の時点では、申立期間のうち59年4月から同年9月までの期間の保険料が、同年2月の時点では、申立期間の全ての保険料が時効により納付することができない。

さらに、申立人は申立期間の保険料を区役所の出張所で納付したと説明しているが、申立期間の保険料は過年度保険料となることから、区役所の出張所では納付することができないこと、申立期間当時、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から同年12月まで
私は、勤務していた会社を退職した昭和59年9月に区役所の事務所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付場所及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人は申立期間当時に区役所の事務所で国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人が居住する区の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間に係る昭和59年9月の資格取得届、60年1月の資格喪失届及び申立期間後の同年7月の資格取得届はいずれも加入勸奨ハガキを受けて61年10月20日に行っていることが確認できるほか、申立期間に係る資格喪失日の記録は62年1月21日に記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点では、申立期間のうち59年9月から同年11月までは時効により保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人が居住する区及び所轄年金事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から49年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から49年4月まで

私は、平成6年4月28日に社会保険事務所（当時）で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、平成6年度分の国民年金保険料を前納した際、社会保険事務所の窓口職員に申立期間は特例納付の救済措置期間に該当するので、遡って保険料を納付することができると言われ、2年分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成6年4月28日に居住地の社会保険事務所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った際に申立期間の保険料を遡って納付したと説明しているが、社会保険事務所では当該切替手続きを行うことができなかったこと、申立人が申立期間の保険料を納付したとする6年4月28日は、保険料の特例納付実施期間ではなく、当該納付日時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の希望により実施した口頭意見陳述において、申立人は新たな資料として所持している平成6年度分の保険料の領収証書を提出するとともに、当該年度分の保険料を社会保険事務所に常駐する区国民年金担当課の出納員に前納したと説明しているが、当該領収証書には、申立人が居住していた区の国民年金担当課の領収印が押されており、当該区の国民年金担当課は、出納員が社会保険事務所の窓口に着席して、保険料を収納する取扱いは行っていなかったと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から7年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を区役所で行い、その際にまとめて国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、加入手続を行った際にまとめて保険料を1回納付したと説明しているが、納付期間及び保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成8年3月に払い出されており、平成8年度分の保険料は8年4月30日に一括納付されていること、7年度分の保険料は8年6月から9年2月にかけて分割して過年度納付されていることがそれぞれオンライン記録で確認できること、申立人の母親はまとめて納付した後は申立人に納付書を渡し自身で納付するよう伝えたと説明しているが、申立人はまとめて保険料を納付した記憶が無いことなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年9月までの期間、63年10月から同年12月までの期間、平成3年2月から同年4月までの期間及び同年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から同年9月まで
② 昭和63年10月から同年12月まで
③ 平成3年2月から同年4月まで
④ 平成3年8月から同年11月まで

私は、国民年金の加入手続を行い、区役所又は金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期及び申立期間当時の保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成6年1月頃に払い出されており、申立人は、当該払出時点で過年度納付することが可能であった3年12月まで遡って保険料を納付していることがオンライン記録で確認できるが、当該払出時点で申立期間はいずれも時効により保険料を納付することができない期間であったこと、上記払出当時に、申立人に国民年金手帳が交付されたと考えられるが、申立人は現在厚生年金保険の手帳記号番号が記載された年金手帳と国民年金の手帳記号番号が付番された基礎年金番号が記載された年金手帳の2冊のほかに年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時には申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から平成元年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から平成元年 10 月まで

私は、20 歳の時に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は納付したとする保険料額の記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金の手帳記号番号は平成 3 年 12 月に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、当該払出時点で過年度納付することが可能な申立期間後の元年 11 月から 3 年 3 月分までの保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できること、申立人は、現在所持する国民年金の手帳以外の年金手帳を受領、所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から63年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から63年3月まで

私は、会社を退職した後専門学校に通っている時に、国民年金の加入手続きを行ったが、当時は国民年金保険料を納付する余裕がなかったため、免除申請の手続きを行った。申立期間が国民年金に未加入で保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、専門学校に入学した昭和60年4月か5月頃に国民年金の加入手続きを行い、その際申立期間の保険料の免除申請手続きを行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和63年5月頃に払い出されており、当該年金手帳に記載された資格取得日は、63年4月1日となっており、申立期間は未加入期間のため、申請免除をすることができない期間であったこと、申立期間のうち61年4月以降は20歳以上の学生が任意加入適用とされていた時期の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は申立期間当時及びその後の上記手帳記号番号払出時とも、同一市に居住しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 20 年 3 月の国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 63 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月

私は、申立期間の国民年金保険料の納付書が送付されてきた当時は学生であったため、保険料を納付することができなかった。その後、学生納付特例のことを知り、両親がその申請手続きを行ってくれた。申立期間が学生納付特例期間とされず、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、学生納付特例の申請手続きに関与しておらず、申立人の代わりに申請手続きを行ったとする両親から当時の状況を聴取することができなかったため、当時の状況が不明である。

また、オンライン記録及び年金事務所で保管している申立人の国民年金保険料学生納付特例申請書（提出用）によると、申立人は、平成 20 年度及び 21 年度に当該申請書を社会保険事務所（当時）に提出しており、申立期間直後の 20 年度分については、社会保険事務所の受付年月日は 21 年 3 月 18 日、21 年度分の受付年月日は 21 年 8 月 26 日となっていることが確認でき、いずれの受付日時点においても 19 年度である申立期間の受付期限は経過しており、社会保険事務所において申立期間に係る当該申請書を受理することはできないなど、申立人が申立期間の保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 11 月までの期間及び 57 年 9 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 56 年 11 月まで
② 昭和 57 年 9 月から 58 年 3 月まで

私の父は、私が大学を卒業し社会人となった昭和 55 年 4 月に、私の国民年金の加入手続を行い、結婚する直前まで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親は、加入手続の時期及び申立期間②に係る昭和 57 年 9 月の共済組合から国民年金への切替手続に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 58 年 6 月時点では、申立期間①のうち 56 年 3 月以前の期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、父親は保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているほか、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月から 54 年 3 月まで

私は、申立期間当時、学生であったので、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、加入手続、保険料の納付時期、一括して納付したとする保険料額及び納付方法に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 55 年 2 月時点は、第 3 回特例納付の実施期間であり、保険料を遡って納付することは可能であるものの、母親は、遡って保険料を納付した記憶が曖昧であること、申立人及びその母親は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持した記憶が無く、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 11713 (事案 5722、8035 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 10 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月から 42 年 3 月まで
私が所持する年金手帳は、6 か月間分しか国民年金保険料を納付していない昭和 42 年度の印紙検認台紙のページは切り取られずに残されているが、41 年度のそのページは切り取られていることから、母が保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧であること、申立人は、申立期間の保険料は印紙検認により納付したと説明するが、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立期間の直前の欄には検認印が押されているものの、申立期間の欄には、検認印が押されていない上、申立人は当該期間の保険料の納付方法に関する記憶が曖昧であることから、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は再申立てを行い、申立人の母親が申立期間の当初の保険料を納付していたと主張しているが、これは当該期間の保険料を納付していたことを推認させるまでの事情ではないとして、平成 22 年 7 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、この再申立ての審議結果に納得できないとして再々度の申立てを行っており、その理由として、申立人が所持する国民年金手帳は、申立期間を含む昭和 41 年度の印紙検認台紙のページは切り取られ、次年度である 42 年度の印紙検認台紙のページは切り取られずに残されていることから、全て切り取られているのは、申立期間

の保険料を納付していたことを示すものであると主張するが、印紙検認台紙の切り取りは未納の場合でも行うこととされていた処理であること、申立期間の直前及び直後の検認記録欄には、検認印が押されているものの、申立期間の当該欄には、検認印が押されていないことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年12月までの期間及び平成3年3月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から同年12月まで
② 平成3年3月から同年8月まで

私が会社を退職した後の、申立期間①の国民年金保険料については、送付されてきた納付書により父が一括して納付してくれたと記憶しており、申立期間②の保険料については私自身が毎月納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明であり、申立期間②については、申立人は当時の年金手帳を所持した記憶は無く、現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持した記憶は無いと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成5年7月から同年10月頃までに払い出されたものと推定され、年金手帳の国民年金欄の「初めて上記被保険者になった日」には「平成4年11月1日」と記載されていることから、申立期間①及び②はいずれも国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできないなど、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの期間及び59年8月から62年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から58年3月まで
② 昭和59年8月から62年9月まで

私は、平成元年11月頃、国民年金の加入手続を行った際に区役所の窓口でこれまでの未納分の国民年金保険料30数万円を納付した。そのとき窓口職員から「これで支払は全部完了。」と言われたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続をしたときに、これまでの未納期間の保険料として30数万円を納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年11月時点において、申立期間①及び②は、いずれも時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が納付したとする保険料額は、未納分の保険料及び現年度分の保険料の合計額とは大きく相違し、オンライン記録によると、申立期間②直後の昭和62年10月から63年3月までの期間は過年度納付を示す「A現自」の記録が確認できることから、申立人は、国民年金加入手続時点で納付可能な期間の保険料を納付したものと考えられること、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年8月から平成元年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年8月から平成元年5月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、加入前の未納となっていた国民年金保険料を納付してくれた。その後の保険料は、母から自分で納付するように言われて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年7月頃に払い出されており、申立人は、当該払出時点で過年度納付が可能であった元年6月分まで遡って保険料を納付していることが確認できるが、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、上記手帳記号番号払出時に交付されていたとみられる年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 6 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 6 月から同年 8 月まで

私は、平成 10 年 6 月に帰国後、区役所で転入手続を行った。その後同年 8 月に会社に就職したが、それまでに国民年金の加入手続を行っていれば、国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続、申立期間の保険料の納付額、納付場所、納付方法等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人から提出された平成 10 年分の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に記載された金額は、厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね一致し、国民年金保険料が含まれていないことが確認できること、申立期間については、被保険者資格を平成 10 年 6 月 3 日に取得し、被保険者資格を同年 9 月 1 日に喪失した記録が 13 年 10 月に追加されたことがオンライン記録で確認でき、申立期間当時に申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から同年11月まで

私は、昭和54年6月に会社を退職した直後に国民年金の加入手続を行い、同年12月に就職するまでの期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料額、納付頻度等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年9月に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、昭和54年7月21日に国民年金被保険者資格を取得し、同年12月24日に被保険者資格を喪失しており、当該資格得喪の記録は上記の手帳記号番号の払出時点で追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加前は、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は、厚生年金保険の記号番号と上記払出しで付番された国民年金の記号番号が記載された年金手帳を1冊所持し、ほかの手帳は所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月及び10年10月から11年1月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月
② 平成10年10月から11年1月まで

私は、国民年金保険料の未納が無いように気をつけて保険料を納付してきた。申立期間の保険料は、税理士事務所の担当者に未納期間があるとと言われて遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、保険料額、納付状況等に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間①については、申立人は当初は当該期間の保険料は納付していたと思っていたが、平成元年4月に就職したので厚生年金保険に加入したものと考え、保険料を納付しなかったと思うとしている。

申立期間②については、申立人は会社の経理業務を委託していた税理士事務所の担当者が、申立人の保険料額を算出し、申立人自身が金融機関で保険料を納付したと説明しているが、当該税理士事務所の担当者から当時の事情を聴取することができないため、当時の状況は不明であること、当該税理士事務所が保管する平成10年から15年までの所得税源泉徴収簿の年末調整の「社会保険料控除額」欄には国民年金保険料の金額が記載されていないことなど、当該期間当時に申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年2月から50年5月まで
私の母は、私が20歳の頃に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成4年1月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで
私の母は、父から、私及び弟の学生時代の国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付したとする父親に事情を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成6年12月頃に払い出されており、当該払出時点で、申立期間の保険料は時効により納付することができないこと、申立人及びその母親は、父親から保険料を遡って納付したり、まとめて納付したと聞いた記憶は無いと説明しているほか、申立人の母親は、父親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったという説明を聞いた時期の記憶が曖昧であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、上記手帳記号番号払出当時に交付されたとみられるオレンジ色の年金手帳を1冊所持しているが、年金手帳の受取時期に関する記憶が曖昧であり、この年金手帳以外の別の年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 6 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 50 年 3 月まで

私たち三姉妹は、父親に勧められ、昭和 50 年前後に加入手続を一緒に行った。その際、窓口職員から、2 年分の国民年金保険料をまとめて納付すれば 20 歳からの未納期間は全て納付したことになると説明されたため、私は、2 年分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付場所、納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和50年前後に国民年金の加入手続をした際、職員から、2年分の保険料を遡って納付すれば20歳からの未納期間が全て納付したことになると言われたと説明しているが、20歳まで遡る期間は4年間近くになり、制度上、そのような取扱いが行われないこと、申立人が居住している区の国民年金被保険者名簿の備考欄に「昭和51年12月24日取得届受付第1203号」と記載されており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、同年同月に払い出されたことと推認でき、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から60年9月まで
私の父は、私が大学生だった時の昭和57年頃に私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする父親に事情を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年10月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は妹も申立人と同様、20歳時から保険料を父親が納付していたと説明しているが、妹の手帳記号番号は婚姻時の昭和61年12月頃に払い出されており、短大生であった20歳当時は国民年金に加入していないこと、申立人は現在所持する年金手帳以外に手帳を所持したことはなく、父親から別の年金手帳を渡された記憶も無いと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から63年3月まで

私の母は、昭和63年5月頃に私の国民年金の加入手続を行い、加入した時点で私の国民年金保険料を20歳まで遡って一括で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、昭和63年5月頃に母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、加入時点で20歳まで遡って申立期間の保険料を納付してくれたと説明しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を一括で納付したとする母親は、加入手続に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成2年5月頃に払い出され、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間直後の昭和63年4月から平成2年3月までの保険料は時効直前の同年7月に過年度納付されていることが確認できる。

また、一括して納付したとする保険料額25万円弱は、申立期間のうち母親が納付したとする昭和63年5月時点で時効が経過していない2年分の保険料を遡って納付した場合の保険料額及び申立期間全部の保険料を遡って納付した場合の保険料額と相違しているほか、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、母親は申立人の加入手続及び年金手帳の受取は1度だけであったと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月1日から33年2月12日まで
② 昭和34年12月1日から43年3月11日まで
③ 昭和44年1月27日から同年5月25日まで

日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、年金記録を確認したところ、脱退手当金について、申立期間①に係るものと、申立期間②及び③に係るものの2回の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は、2回とも無いので、それぞれの支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る脱退手当金については、申立人が申立期間①に勤務したA会館に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年2月12日の前後の各4年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金受給資格を有する34名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、16名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうちの連絡の取れた受給者1名は「会社の担当者から脱退手当金の説明を受け、会社で請求書に記入の上、請求手続は会社が行ってくれた。」と供述していることを踏まえると、事業主による代理請求が行われており、申立人についても、事業主が代理請求をした可能性が高い。

また、申立期間①に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和33年3月20日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

2 申立期間②及び③に係る脱退手当金については、申立人が申立期間③に勤務したB法人に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間②及び③に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年7月18日に支給決定されているなど、一連の当該

脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

3 これらのほか、申立人から聴取しても、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 16 日から 45 年 6 月 19 日まで
② 昭和 45 年 7 月 1 日から 46 年 3 月 16 日まで
③ 昭和 46 年 3 月 26 日から 48 年 8 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間③のA法人を退職した後の昭和 48 年 8 月 * 日に婚姻しているところ、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の欄において、申立人に対する脱退手当金が支給決定されている 49 年 6 月 5 日に近接する同年 5 月 21 日に、申立人の氏名が旧姓から新姓に変更されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて当該氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間③に勤務したA法人に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月23日から29年8月21日まで
② 昭和29年8月21日から37年10月6日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金については、オンライン記録では、申立期間に勤務したA社の退社後23か月を経過した昭和39年9月25日に支給決定されており、この支給に関しては、年金事務所にその根拠となる「脱退手当金裁定請求書」、「厚生年金保険脱退手当金裁定伺（会計決裁文書）」等が保存されている。そして、当該裁定請求書及び裁定伺の記載内容とオンライン記録は一致している。

また、当該裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認でき、申立人の退職当時の住所（脱退手当金支給決定当時は申立人の両親の住所）が記載されていることから、申立人の意思に基づき当該脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、「年金勘定保険給付費支払済集計表」には、昭和39年9月25日に隔地払送金の記録があり、申立人に対し、退職当時の住所地に脱退手当金の支給決定通知書及び支払通知書が郵送されたことが確認できる。

なお、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 5 日から 41 年 3 月 29 日まで
② 昭和 45 年 3 月 1 日から 48 年 12 月 1 日まで
年金受給の手続をしたときに、年金記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、脱退手当金は、受給していないので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記番号払出簿において、申立期間②に勤務したA社を退職後の昭和 49 年 10 月 22 日に、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記番号に申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記番号を統合する手続がとられていることが確認できること、申立人に対する脱退手当金は同年 11 月 6 日に支給決定されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて当該記番号の統合が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間②に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 22 日から 46 年 1 月 15 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金については、オンライン記録では、申立期間に勤務したA社の退社後1か月を経過した昭和46年2月19日に支給決定されており、この支給に関しては、年金事務所にその根拠となる「脱退手当金裁定請求書」、「厚生年金保険給付金(脱退手当金)裁定並支出伺」等が保存されている。そして、当該裁定請求書及び裁定並支出伺の記載内容とオンライン記録は一致している。

また、当該裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認でき、裁定請求に伴い提出したと認められるA社発行の「給与支払報告書」が当該裁定請求書とともに保管されていることなどから判断すると、申立人の意思に基づき当該脱退手当金が請求されたものと考えられる。

なお、申立人が申立期間に勤務したA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和46年2月19日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 19508 (事案 1925 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月1日から同年5月1日まで
A社B支社(現在は、C社)に勤務していた期間のうち、昭和48年4月1日から52年5月1日までの厚生年金保険の加入記録が抜けている旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間については、国民年金保険料の還付資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、在籍証明書で勤務していたことは確かであるので判断に納得できない。新たな資料や情報は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、在籍証明書及び申立人の上司の供述から申立人がA社B支社に勤務していたことは認められるものの、申立人は、昭和52年8月1日に45年11月から52年3月までの国民年金保険料の還付を受けており、また、同年5月1日に同社同支社における厚生年金保険被保険者の資格を再度取得していることから、国民年金保険料の還付手続を行った際に同年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所(当時)及び事業主は、申立人が当該期間は被保険者ではないことを確認したものと判断から、平成21年3月25日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、前回の申立てにおいて、昭和48年4月から52年3月までの期間は厚生年金保険の被保険者であることが認められ、在籍証明書からは申立期間の勤務も認められている。1か月だけ認められないのは納得できないと主張しているが、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、前回の資料を改めて確認したが、国民年金被保険者台帳によると、申立期間の国民年金保険料の納付記録が確認できない上、同台帳には、昭和45年11月から52年3月までの国民年金保険料還付金6万3,000円と記載されており、当該期間の保険料と

一致している。

さらに、厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、申立人は昭和 52 年 5 月 1 日に A 社 B 支社において被保険者資格を取得したとして新たな番号が払い出されており（再取得のため、後に最初に資格取得した番号に訂正されている。）、当該日付は同社に係る事業所別被保険者名簿における資格取得日と一致していることから、事業主は申立人が同年 5 月 1 日に同社同支社における被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと考えられる。

この他に当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 19509

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月から 13 年 4 月まで
A社の代表取締役として勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた月例給与と比較して低くなっている。そのため、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成13年5月31日より後の同年6月8日付けで、11年5月に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間及び上記訂正処理日に同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険料を滞納していたことから社会保険事務所（当時）の担当者との相談を行った上、手形振出しによる分割納付を行っていたが、支払えなくなった旨供述している。

さらに、申立人は厚生年金保険の適用事業所でなくなる届出に代表者印を押し、社会保険事務所に提出した旨供述していることから申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る減額訂正に関与しながら、その減額訂正が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 19510

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年2月2日から57年4月1日まで
② 昭和58年3月5日から61年5月1日まで
③ 昭和61年5月1日から平成2年7月16日まで

A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③の厚生年金保険の標準報酬月額が、記憶している給料支給額と相違している。確認できる資料は保有していないが、残業が多く、また、申立期間③については、退職まで同額ということはありませんので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、代表取締役も死亡しているため、同社の役員に厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、当該期間当時の給与及び保険料控除について、確認できる資料が無いこと等から、同社における給与からの保険料控除額について、確認することができない。

また、A社の経理担当者は、「標準報酬月額の届出の際には、委託先の社会保険労務士に確認をしてもらった上で届出を行っている。残業代によって多少標準報酬月額が上下することはあるが、間違った金額の届出や保険料を安くするために意図的に低くする届出を行ったことは無い。」旨供述している。

また、A社に勤務していた従業員のうち回答があった7人について、同社で記録されている標準報酬月額が給与額より低いと回答している者は確認できず、同社の事業所別被保険者名簿において、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が

申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②及び③について、B社及びC社は、同じ代表取締役の事業所であるが、既に両事業所とも厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該代表取締役に申立期間②及び③当時の給与及び保険料控除について照会したところ回答が得られず、申立人が記憶している同僚も、厚生年金保険の取扱いについては、覚えていない旨回答している上、申立人は、保険料控除を確認できる資料を保有していないこと等から、両事業所における給与からの保険料控除額について、確認することができない。

また、申立人と同時期にB社及びC社に入社した同職種の従業員は、「入社した当時は、残業代や休日出動手当など支給されず、いわゆるサービス残業だった。特別、高い給料ではなかった。」旨回答している。

さらに、B社及びC社に勤務していた従業員のうち回答があった8人は、両事業所で記録されている標準報酬月額について、給与額より低いと回答している者は確認できず、両事業所の事業所別被保険者名簿に、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な処理は見当たらない。

加えて、申立人は、C社において、入社から退職まで同じ給与額ではなかったと主張しているところ、上記のとおり給与額及び保険料控除額を確認することができない。

なお、標準報酬月額については、定時決定又は随時改定により変更となるが、当時の定時決定は、毎年5月から7月までの3か月間に実際に支払われた給与の総額を3で除した金額を標準報酬月額等級表の範囲に当てはめて決定され、10月から翌年の9月まで適用される。

また、随時改定は、基本給等の固定的給与に変動があり、連続した3か月間に実際に支払われた給与の総額を3で除した金額を標準報酬月額等級表の範囲に当てはめ、従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じた場合に行われ、翌月から適用される。

したがって、毎年5月から7月までに支払われた給与額によって決定された標準報酬月額が、残業代が多く支払われた月の給与額より低くなっていても不自然ではない。

また、残業代は、毎月の稼働実績によって支払われるものであることから、固定的な給与に当たらず、毎月の給与が残業代によって変動したとしても随時改定は行われず、標準報酬月額が給与額より低くなっていても不自然ではない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 19511

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 9 月 30 日
② 平成 17 年 9 月 30 日
③ 平成 18 年 10 月 20 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与が振り込まれている記録が確認できる銀行の取引明細証明書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった銀行の取引明細証明書及びA社から提出のあった源泉徴収簿(写)により、申立人が申立期間において同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかし、上記源泉徴収簿では申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、所得税控除後の賞与支払額と上記取引明細証明書の賞与振込額は一致している。

このことについて、A社は、申立人が役員であったため一般社員とは賞与の支払方法等が異なっており、標準賞与額の対象とはならないと判断したことから、賞与から保険料控除を行わず、したがって、賞与支払届を提出していないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 19517

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月から28年1月5日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和26年10月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた元従業員の紹介で同社に入社したと供述しているところ、当該従業員に照会したが、回答が得られず、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主及び事業主代理人の所在は不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、また、申立人は同僚3人の名字のみ記憶していることから、上記被保険者名簿において同姓の複数の元従業員に照会したが、回答のあった一人は申立人の記憶は無く、申立人の勤務実態について確認することができない。

なお、上記被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険手帳記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日は一致しており、社会保険事務所（当時）の処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から同年6月2日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間にA社に勤務していたと主張しているが、同社の総務担当者は、当時の資料が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録がある従業員7人に照会したところ、6人は申立人を知らないと回答しており、また、残りの一人は、一緒に勤務していたと思うが、勤務していた時期については、はっきりと分からない旨供述している。

さらに、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人が昭和21年2月1日に資格を取得し、同年4月1日に資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致しており、また、同年6月2日から23年9月22日までについて、厚生年金保険手帳記号番号管理簿により、申立人の被保険者記録が確認できることから、既に申立人の同社での記録として記録訂正が行われているが、同名簿及び同管理簿のいずれにも申立人の申立期間の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年5月15日まで
厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A県B事務所に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。自分が作成した資料には、同事務所を昭和20年4月1日入社、21年5月退職と記載されており、同事務所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚10名のうち3名は、A県C課から提出されたA県職員録(昭和18年1月1日現在)のB事務所の項に氏名が記載されており、また、同課は当該3名について、「申立期間を含めた申立期間前後にA県の職員であったと推定する。」と回答していることから、申立人がA県B事務所に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、申立人が申立期間に勤務していたとするA県B事務所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、A県C課は、申立人に係る履歴書等の資料が無いため、勤務状況及び保険料控除について不明であると回答している。

さらに、上記3名を含む10名の同僚は、所在を確認することができず、これらの者から、申立人の作成した資料に記載されている期間における勤務状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から45年5月19日まで
② 昭和46年2月14日から49年5月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間と一緒に勤務した同僚とは野球部でも一緒であったので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は、昭和45年5月19日から46年2月13日までとなっている上、同社が加入するB厚生年金基金の加入記録も、45年5月19日から46年2月14日までとなっており、申立人の同社における厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時の資料は何一つ残されておらず、当時の社会保険事務担当者は既に亡くなっているため、申立人に係る社会保険事務手続は不明である。」と回答していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間①及び②に加入記録がある6名、申立期間①にのみ加入記録がある1名及び申立期間②にのみ加入記録がある4名は、それぞれ「申立人は記憶に無い。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務状況を確認することができない。

加えて、申立人が記憶している同僚1名は、「申立人からA社を紹介してもらい、一緒に野球をしていたが、申立期間に申立人が同社で勤務していたかどうか分からない。」と供述している。

また、申立期間当時のA社の経理担当者は、「A社の野球部は、会社が運営していない任意組織であり、臨時勤務の人や外部から来ていた人が参加していた可能性があるため、野球部にいたからといって、必ずしも同社の社員とは限らない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 19523

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年5月19日まで
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より低くなっている。平成6年8月分の給与明細書を提出するので正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成7年5月19日)より後の平成7年5月25日付けで、6年11月に遡って32万円と記録されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は昭和57年12月25日に代表取締役の重任登記の記録が確認でき、申立期間及び上記遡及処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社の申立期間当時の取締役は、「会社の経営は苦しく、平成7年5月には不渡りを出した。社会保険料の納付額を抑えるために、表面上の給与額を2分の1あるいは3分の1に下げた。社長は解散時における遡及処理も知っていたと思う。代表者印は社長が管理していた。」旨供述している。

さらに、A社の申立期間当時の従業員は、「A社は、平成7年5月の連休明けの頃に不渡りを出したと聞いている。最後の給与は未払になっている。」と供述していることから、同社は申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があったことがうかがわれ、申立人は、同社の代表取締役として社会保険事務に関与していたと考えられることから、当該遡及処理にも関与していたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間

における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 49 年 12 月 29 日から 50 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 61 年 12 月 27 日から 62 年 1 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①、B社C支店に勤務した期間のうち申立期間②及びD社に勤務した期間のうち申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれ月末日まで勤務していた記憶があるので、申立期間①、②及び③についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人のA社における雇用保険の離職日は、昭和 47 年 4 月 28 日と記録されており、申立期間①の勤務が確認できない。

また、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日は、昭和 47 年 4 月 29 日と記録されているところ、同会議所の担当者は、保険料の控除を確認できる資料は保管していないが、月末まで勤務していない従業員の給与から、保険料を控除することは考え難い旨供述している。

2 申立人のB社C支店における雇用保険の離職日は、昭和 49 年 12 月 28 日と記録されており、申立期間②の勤務が確認できない。

また、企業年金連合会から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳における資格喪失日は、昭和 49 年 12 月 29 日と記録されていることが確認できる。

さらに、B社は申立期間②の資料を保管しておらず、当該期間の保険料控除について不明である旨回答している。

3 申立人は、D社が発行した退職証明書を提出し、同社における資格喪失日は昭和 62 年 1 月 1 日であると主張している。

しかし、退職証明書の作成に関わったD社の取締役は、同証明書を発行した経緯について、「当時、同社では申立人の人事資料を保管しておらず、退職日は不明であったものの、申立人から退職証明書の発行を求められ、申立人の主張する退職日（昭和

61年12月31日)は、厚生年金保険の資格喪失日(昭和61年12月27日)と4日しか相違していないこともあり、申立人の主張はおおむね妥当であろうと判断し、申立人の主張する退職日を記載し、退職証明書を発行した。」と供述していることから、当該証明書が申立人の同社における資格喪失日を示す資料になるとは考え難い。

また、申立人のD社における雇用保険の離職日は、昭和61年12月26日と記録されており、申立期間③の勤務が確認できない。

さらに、D社は既に解散し、同社の元事業主は、申立期間③の資料を保有しておらず、当該期間の保険料控除について不明である旨回答している。

4 このほか、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から37年3月1日まで
② 昭和37年7月25日から38年3月10日まで

A社に勤務していた申立期間①及び同社又はB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社の経営者は兄弟であり、私は、高校卒業後の昭和35年4月にA社に入社し、約2年後にB社で勤務するよう指示された。39年8月に同社を退職するまで、両社のいずれかで継続勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社及びB社の複数の同僚等の供述から、申立人は、期間は特定できないものの、両社のいずれかに勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が、自身と同年度（昭和35年度）に入社したとして名前を挙げた6人の同僚について、A社及びB社に係る事業所別被保険者名簿で厚生年金保険加入記録を確認したところ、そのうち二人は、A社において、申立人と同じ昭和37年3月1日に資格を取得、別の二人は、B社において、36年4月1日又は同年5月1日に資格を取得しており、残る二人は上記被保険者名簿で氏名が確認できない。

また、A社は、申立期間①当時の人事資料は保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができないと回答している。

2 申立期間②について、申立人は、A社又はB社で継続勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、A社及びB社の複数の同僚等は、申立人を記憶しているものの勤務期間は記憶しておらず、申立人の申立期間②における勤務について、具体的な回答は得られなかった。

また、A社及びB社は、申立期間②当時の人事資料は保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができないと回答している。

さらに、申立人のA社からB社への異動については、申立人は明確な異動年月は記

憶していない上、当時のB社の社会保険事務担当者は、入社日から厚生年金保険に加入させていたかどうかは覚えていない旨供述している。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から22年2月1日まで
② 昭和26年2月3日から同年10月26日まで
③ 昭和30年12月1日から31年12月1日まで

A県でB事業所に勤務していた申立期間①、C社に勤務していた申立期間②、D社に勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①においてA県のB事業所に勤務していたと申し立てている。

しかし、B事業所E工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和22年2月1日であることから、当該期間は適用事業所となっていない。

また、当時のB事業所E工場の事業主は連絡先が不明であることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について、確認することができない。

さらに、申立人はB事業所E工場における同僚4人の名前を記憶しているところ、このうち二人は連絡先が不明であり、他の二人は上記被保険者名簿において加入記録が確認できないことから、これらの者から申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立人は、申立期間②においてC社に勤務していたと申し立てている。

しかし、C社は昭和27年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなってい

る上、事業主は連絡先が不明であることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について、確認することができない。

また、同僚5人のうち、二人は死亡しており、他の3人は連絡先が不明であることから、これらの者から申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に当該期間の加入記録がある従業員二人に申立人の勤務実態等を照会したところ、申立人と同日の昭和26年10月26日に同社において被保険者資格を取得した従業員は、申立人を知っているが、当時3か月程度の試用期間があり、自身の加入記録も勤務期間と一致していない旨供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 D社の申立期間③当時の事業主及び当該期間に同社において厚生年金保険に加入している同僚の供述により、申立人が当該期間に同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、当該期間は、モノタイプの研修中であつたと供述しているところ、D社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は当時の書類を保管していないことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人は、D社の職長であつたとする3人の名前を記憶しているところ、いずれも連絡先が不明であることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができない。

さらに、D社に係る事業所別被保険者名簿により当該期間に厚生年金保険の加入記録がある同僚及び従業員のうち連絡先の判明した23人に、申立人の研修中の厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答のあつた10人は、いずれも不明であるとしている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 1 日から 15 年 4 月 30 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。
申立期間のうち一部期間の給料支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人から提出のあった給料支払明細書により、申立人の平成 14 年 12 月から 15 年 3 月までの報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、給料支払明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも低額となっていることが確認できる。

また、申立人は申立期間のうち、平成 14 年 7 月から同年 11 月までの給料支払明細書を所持していないことから、当該期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除を確認することができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
A社にオペレーターとして勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成 10 年 2 月 1 日に入社したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった人事記録によれば、申立人の入社日は平成 10 年 2 月 23 日とされており、申立期間の一部についての勤務が確認できる。

しかしながら、A社が保有する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における申立人の被保険者資格取得日はオンライン記録と一致している。

また、A社の総務担当者は、当時は3か月程度の試用期間を設けており、その経過後に厚生年金保険の加入手続を行っており、試用期間中に給与から厚生年金保険料を控除することは無かったとしている。

そこで、申立期間及び申立期間前後にA社で厚生年金保険の資格を取得している従業員に、自身の入社日を照会し、厚生年金保険の被保険者資格取得日と比較したところ、いずれの従業員も入社日から、2か月ないし5か月程度経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、上記の従業員のうち、申立人と同一職種のオペレーターであったとする一人は、自身がA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得する日以前の給料明細書を保有しているところ、当該給料明細書により、被保険者資格取得日前の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成 8 年 10 月 31 日まで勤務しており、同年 10 月の厚生年金保険料の控除が確認できる給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、給与からの厚生年金保険料の控除は当月控除であったことがうかがえるところ、平成 8 年 10 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされているところ、雇用保険の加入記録によれば、申立人のA社における離職日は平成 8 年 10 月 30 日となっている。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は連絡先が不明である上、申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員に、申立人の退職日を照会したが、回答を得ることができないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 19550

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 47 年 12 月まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶する同僚及び申立人が取引先の社員だったとする者の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人は、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、上記同僚は、「昭和 45 年頃から社会保険事務所（当時）の職員がA社をしばしば訪れ社会保険に加入するよう指導していたが、事業主は保険料の半分を負担できないということで、結局、社会保険に加入せず、自分は同社に勤務した約 22 年間、国民年金保険料を納めていた。」旨供述しており、オンライン記録によると、当該同僚は、同社で勤務していたとするほぼ全ての期間に国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

なお、A社の元代表者の所在を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 19551

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで
A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 55 年 2 月末日まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和 55 年 2 月 27 日にA社を退職したことが確認でき、申立期間に係る勤務を確認することができない。

また、申立人が提出したC厚生年金基金（現在は、D企業年金基金）に係る厚生年金基金加入員証及びD企業年金基金から提出された申立人に係る加入員台帳によると、申立人は、昭和 55 年 2 月 28 日に加入員資格を喪失しており、当該記録は、A社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の被保険者記録と一致していることが確認できる上、同企業年金基金は、「当時、厚生年金基金と社会保険事務所（当時）への届出用紙は複写式であった。」旨回答している。

さらに、B社から提出された申立人の昭和 55 年分に係る賃金台帳によると、同年 2 月分の給与から 1 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、同じく同社から提出された 51 年分の賃金台帳から、A社では、保険料の控除は翌月控除であったことが確認できることから、申立人は、申立期間に係る保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月1日から同年8月1日まで
② 昭和37年8月26日から同年8月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を含め同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当委員会の照会に回答した複数の同僚及び従業員のうち、申立人を記憶している従業員一人は勤務期間については不明としているため、申立人の勤務時期を特定することができない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表者は他界しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、昭和36年以前にA社で厚生年金保険に加入した複数の従業員は、「入社から一定期間経過後、厚生年金保険に加入した。」旨回答している。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和37年に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月24日以降も同社で継続して勤務していた複数の従業員の被保険者資格取得日が、同日付けで社会保険事務所（当時）において、1か月から4か月前に訂正されていることが確認できる。

しかし、上記被保険者名簿によると、昭和37年に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員のうち、同年11月24日前に退職した申立人を含む複数の従業員については、いずれも被保険者資格取得日が訂正されていないことが確認できる。

なお、当時の総務経理部長及び事務担当者は、当該被保険者資格取得日訂正について記憶に無いとしている。

このことから、申立期間①当時、A社では、入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたが、昭和37年11月24日に、社会保険事務所の指導などにより、同

日において勤務していた従業員の被保険者資格取得日を訂正したものと考えられる。

申立期間②については、上述のとおり、申立人を記憶する従業員は、申立人の勤務期間については不明としていることから、申立人の退職時期を特定することができない。

また、上述のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表者は死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 19556 (事案 12829 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月 1 日から 19 年 5 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) C 製作所に勤務した期間のうち、申立期間の労働者年金保険の加入記録が無い旨を年金記録確認東京地方第三者委員会に申し立てたが、認められなかった。
前回の審議では、自分が、「3 年くらいたって技手 (係長相当) を命じられた。」と申し立てたことを受けて、「管理職相当に昇格したため、労働者年金保険の被保険者資格を喪失していると考えられる。」と判断されたが、後になって考えてみると、技手を命じられたというのは間違いであると気付いたので、再度調査して申立期間を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の述べていることと「A 社 40 年史」の記述内容が符合していることなどから、申立人が申立期間に同社 C 製作所で勤務していたことは推認できるが、労働者年金保険法 (昭和 16 年法律第 60 号) では、同法の適用対象は、工業・鉱業等の事業所に勤務する男子筋肉労働者のみとされているところ、B 社は、「申立人が管理職相当に昇格したため労働者年金保険の被保険者資格を喪失していると考えられる。」と回答しており、申立人の「入社後 3 年くらいたって技手 (係長相当) になった。」との供述と一致していること、申立人が名前を挙げた A 社 C 製作所の上司及び同僚 4 名は、いずれも住所が確認できないため、同僚から申立期間における労働者年金保険料の控除について確認することができないこと、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には申立人の資格喪失日がオンライン記録と同じ昭和 18 年 1 月 1 日と記載されていること等から、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 11 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、上記通知に納得できず、新たな情報として、「3 年くらいたっ

て技手（係長相当）になった。」と述べたのは間違いであると気付いたので、調査してほしいと再度申し立てている。

今回、再度、B社に対し、申立人が昭和 18 年 1 月 1 日付けで労働者年金保険被保険者資格を喪失した理由、申立期間当時における労働者年金保険の取扱い等について照会したが、いずれについても、「資料が見当たらず不明である。」との回答であったため、同社から、申立人の申立期間に係る労働者年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、オンライン記録により、A社C製作所において昭和 18 年 1 月 1 日付けで被保険者資格を喪失した従業員が申立人を含めて 88 名いることが確認でき、B社に照会したところ、「同日に被保険者資格を喪失した共通的な理由は不明である。」と回答しているため、同社から、申立人を含む多数の従業員が同日に被保険者資格を喪失した理由について確認することができない。

さらに、申立人と同じく昭和 18 年 1 月 1 日付けでA社C製作所において被保険者資格を喪失した上記 88 名のうち、連絡先の判明した 10 名の従業員に同日に被保険者資格を喪失した理由を照会したところ、7 名から回答があったが、喪失理由としては 3 名が入隊、1 名が退職、3 名が不明と回答しているため、同社同製作所の従業員から申立人が同日に被保険者資格を喪失した理由について確認することができない。

以上のことから、申立人の新たな情報については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が労働者年金保険の被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 4 日から同年 12 月 1 日まで
平成 20 年 6 月 4 日から、A社にパート社員として勤務していたが、同社は、社会保険の認識不足から、入社当初は厚生年金保険に加入させてくれず、22 年 8 月になってやっと同年 8 月 2 日に被保険者資格を取得した旨の届出を行った。しかし、本来は、入社したときから加入させるべきであることを同社に申し入れたところ、23 年 1 月 27 日付けで、20 年 6 月 4 日に遡及して取得日の訂正届を行ったが、申立期間は時効により保険料を納付できず、年金額の計算の基礎とならない期間となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人に係る雇入通知書、一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び出勤簿により、申立人が平成 20 年 6 月 4 日からA社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社における社会保険事務担当者は、「パート社員に対する社会保険の加入義務の認識不足により、申立期間当時、申立人を社会保険に加入させておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、上記一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人に係る申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 19558

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から42年7月31日まで
A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。父親の紹介で同社に入社し、同社の共同会社であるB社C工場で旋盤工として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚及びB社C工場の従業員の証言により、申立人が申立期間当時、A社の従業員として、B社C工場勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主も死亡しているため、同社及び事業主から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している32名に照会したところ、21名から回答があったが、上記同僚を除き20名は申立人を記憶していないため、同社の従業員から、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿では、申立期間の整理番号に欠番が無いことが確認できる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 19559

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月11日から39年1月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和38年5月分から同年12月分までの給料支払明細書により、申立人は、各月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、上記給料支払明細書により、A社の給与の締め日は毎月25日であり、昭和38年12月分の給料支払明細書の本給額は、他の月の半分以下であることが確認できることから、申立人は同年12月の末日まで同社に勤務していないことがうかがえる。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は既に解散しており、同社の事業主も既に死亡していることから、同社及び事業主から、申立人の申立期間に係る勤務について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立期間に同社において被保険者資格を取得している1名と申立期間に被保険者資格を喪失している2名に照会したところ、全員から回答があったが、申立人を記憶している者はいないため、同社の従業員から、申立人の申立期間に係る勤務について確認することができない。

一方、厚生年金保険法第19条によると、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までを算入することとされており、また、同法第14条により、資格喪失の時期は、事業所に使用されなくなった日の翌日とされている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 21 日から 53 年 6 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。一度も同社を辞めた事実は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社の事業主は既に死亡しており、事業主の子は、同社は既に閉鎖したとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の複数の同僚及び従業員一人は、当時、申立人は同社B店の店長として勤務していたとしているが、これらの者は申立人の同社同店での勤務期間等を覚えていないことから、申立人の申立期間における勤務実態について具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立人が記憶していた同僚及びA社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録があり連絡先が判明した従業員の計 14 人に照会したところ、回答のあった7人のうち一人は、申立人の申立期間の勤務について、入社後一時期同社に勤務していない期間があったと思うとしている。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失時（昭和52年8月21日）に、健康保険証が返納されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、申立期間に被保険者記録が確認できる 26 人のうち申立人を除く 4 人の従業員についても、申立人と同様に被保険者期間が欠落している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 19561

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月1日から45年2月26日まで
② 平成元年3月1日から2年まで

A社（現在は、B社）C部に勤務した申立期間①及びD社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、それぞれ勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社C部に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、申立人の在籍が確認できないと回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A厚生年金基金は、昭和41年11月*日に設立されているが、B社は、申立人の申立期間①における厚生年金基金の加入記録は見当たらないと回答している。

さらに、申立人は、A社に勤務したときの同僚の氏名を記憶していない。そこで、同社に係る事業所別被保険者名簿により申立期間①に厚生年金保険の資格を取得している32人に照会したところ、回答があった18人全員が申立人を覚えていないことから、これらの者から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、オンライン記録によると、申立人について、申立期間①を含む昭和42年4月から45年2月までの期間は、国民年金の全額申請免除期間となっていることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、D社に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、D社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、D社における事業主の姓を記憶しているが、この者の連絡先が不明であり、当時の同僚も記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間②に

おける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 19562

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から46年3月まで
A病院に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同病院に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B県C保健所から提出された医師調査台帳、雇用保険の加入記録及び申立人の供述から、申立人が申立期間にA病院に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A病院は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B県C保健所では、A病院は、廃止年月日は不明だが現在は無いとしている。また、上記医師調査台帳に記載されている同病院の開設者及び申立人が記憶している同僚は、所在が不明であり、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月頃から同年 10 月 2 日まで
② 昭和 47 年 11 月 19 日から 49 年 12 月頃まで

A社に勤務した期間のうち、厚生年金保険の加入記録が1か月しかない。同社に3年間くらい勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社の当時の事業主は、既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の所在地を管轄する法務局に同名の法人の商業登記の記録はあるが、この会社が申立人の勤務していたA社と同一法人であるかは確認できないことから、同社の役員を特定できない。

さらに、申立人が姓のみを記憶していた唯一の同僚は、「申立人は、入社してわずか1か月で会社を辞めてしまった。辞めた理由は、申立人の個人的な理由だったと記憶している。申立人は、先輩事務員が結婚退職することになり、後任の事務員として入社したので、時期は昭和47年の秋頃だったと思う。私が会社を退職した48年8月当時は、申立人は既にいなかった。」旨供述している。

加えて、申立人は、「A社の事業主から会社を閉めるとの話があり、従業員全員が昭和49年12月頃に退職した。」旨供述しているところ、A社に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、事業主及び7人の従業員が昭和49年12月以降も継続して同社での厚生年金保険被保険者資格を有していることが確認できる。

また、上記のうちの複数の従業員が、「従業員全員が、昭和49年12月頃に退職したとの申立人の供述は事実ではない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、記憶している標準報酬月額に比べ低くなっている。申立期間当時の標準報酬月額を記載したメモを提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主は、「給与の額によって厚生年金保険料は納めている。時間がたっているので資料等は不明である。」旨回答している上、同社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有することが確認できる 11 人の元従業員に照会したところ、回答があった 4 人の元従業員はいずれも保険料控除が確認できる資料は保存しておらず、申立人が提出したメモには厚生年金保険料額が記載されていないことから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社は昭和 58 年 3 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社が加入していた健康保険組合に申立期間当時の記録を照会したが、「平成 7 年以前に脱退した事業所に係る記録は破棄した。」旨供述しており、確認することができない。

さらに、申立人は、「当時、会計事務所に経理業務を依頼していた。」旨供述しているところ、当該会計事務所に申立期間当時の記録等の保管について確認をしたが、「A社に係る資料は保管していない。」旨供述しており、厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿では、標準報酬月額について、遡って訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月1日から37年4月30日まで
② 昭和37年8月1日から38年1月20日まで
③ 昭和42年9月10日から43年2月1日まで

A社で勤務した期間のうちの申立期間①、また、B社（現在は、C社）が経営するEホテルで勤務した申立期間②及びD社で勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①は義理の兄が経営する会社であるため義兄宅に住み込みで板金等の仕事をし、申立期間②はEホテルに住み込みで清掃等の仕事をしていた。また、申立期間③はD社の社宅に住み、電気工事関係の仕事をしていた。

申立期間①、②及び③ともに上記事業所に勤務し、給料から保険料を控除されていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社は義理の兄の会社であり、親族が多く働いていたこともあって、中学を卒業した年に就職し、義兄宅に住み込みで勤務をしていたと供述しているところ、当該期間当時、同社で勤務していた実姉及び元同僚の供述により、勤務期間までは特定できないものの、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の当時の事業主は既に亡くなっている上、現在の事業主は、「当時社員であった全ての厚生年金保険の控え原本を検証したが、申立人に該当する控え原本は無かった。したがって当該期間に申立人が社員であったという事実は無かったものと思われる。」とし、さらに「他の当時の書類資料は既に廃棄している。」と供述しており、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、当時の事業主の妻（申立人のもう一人の実姉）は、「申立人は当時、正社員ではなかったため、厚生年金保険には加入させていないし、給料から保険料の控除もしていない。」と供述している。

さらに、上記元同僚等以外で申立人を記憶しているとする複数の元同僚は、いずれも申立人の勤務期間については判然としない旨供述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿では、当該期間に申立人の氏名は見当たらず、また、健康保険整理番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社が経営するEホテルに住み込みで働いていたところ、申立人が記憶する二人の元従業員の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は既に解散しており、承継会社であるC社は、当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人の勤務状況及び給料からの厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

また、C社から提出のあった、Eホテルの就業規則では「新規採用者には、原則として3か月以内の試用期間をおく」と定められていることが確認できること、当該期間当時にEホテルで経理を担当していた元従業員は、「半年程度の試用期間はあったかもしれない。」と供述している。

さらに、申立人が記憶するEホテルにおける元従業員二人の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、それぞれ入社後3か月又は8か月程度経過してから厚生年金保険の資格を取得しており、同ホテルでは、入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

加えて、B社に係る事業所別被保険者名簿では、当該期間に申立人の氏名は見当たらず、また、健康保険整理番号に欠番も無い。

- 3 申立期間③について、申立人は、D社の社宅に住みながら同社に勤務していたところ、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務状況について確認することができない。

また、事業主の妻に照会したところ、平成13年9月に廃業した際に全ての資料を整理してしまった旨回答しており、また、申立人も当該期間当時の給与明細書等を保有していないことから、申立人の当時の勤務状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、当時の上司や同僚等の名前を一切記憶していないため、D社に係る事業所別被保険者名簿から当該期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員5人に照会したところ、二人から回答があったが、いずれも申立人のことを記憶しておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 6 日から 39 年 6 月 6 日まで
平成 20 年頃、年金記録のお知らせで、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、私には、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査して脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に申立人が勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 6 月 6 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 25 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、19 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 14 名について資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 1 名は、「脱退手当金の請求手続は会社がしてくれた。」旨の供述をしていることを踏まえると、同社では、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 39 年 9 月 11 日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかには受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から45年12月1日まで
平成22年秋に、日本年金機構からハガキが来て、申立期間について脱退手当金を受給したことになることを知った。しかし、会社から脱退手当金についての説明を受けた記憶も無く、請求手続をしたことや脱退手当金を受け取った記憶なども無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において申立人が勤務したA社B支社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和45年12月1日の前後の各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する7名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む6名に支給記録が確認でき、その全員について資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が考えられ、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和46年4月7日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月1日から24年1月1日まで
平成22年秋に、日本年金機構からハガキで連絡をもらい、申立期間について脱退手当金が支払われていることを知った。しかし、私は、会社から脱退手当金についての説明を受けた記憶も無く、請求手続をしたことや脱退手当金を受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されており、また、申立人が申立期間に勤務したA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和24年4月7日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求したことも受給したことも記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、申立期間②のうち昭和 31 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和 31 年 6 月 1 日から 32 年 6 月 10 日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 6 月 10 日まで
③ 昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで

A 法人（現在は、B 法人）に勤務した申立期間①、C 社に勤務した申立期間②の一部期間及び D 法人（現在は、E 法人）に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの事業所で当該期間に勤務していたことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②のうち厚生年金保険の加入記録がある昭和 31 年 6 月 1 日から 32 年 6 月 10 日までの標準報酬月額が報酬月額よりも低くなっているため、正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人より先に A 法人に入社した同僚二人の回答から、申立人が当該期間において同法人に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B 法人は、「当該期間当時の状況は、資料が残っていないため回答できない。」旨回答しており、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B 法人が加入している F 健康保険組合が提出した同健康保険組合保有の被保険者名簿には、申立人の A 法人における資格取得日が昭和 28 年 6 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、上記同僚のうち一人は、「A 法人には見習期間が 3 か月あった。」旨回答しており、自身の記憶する入社日（昭和 28 年 1 月 5 日）から約 3 か月後の昭和 28 年 4

月1日に資格取得していることが確認でき、同法人においては入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間②のうち、昭和31年4月1日から同年6月1日までの期間について、申立人より先にC社に入社した同僚一人の回答から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、C社の現在の事業主は、「50年以上も前のことで、当時の資料が残っておらず、申立人の勤務状況等については不明である。」旨回答しており、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、上記同僚のほか、当該期間当時にC社において被保険者資格を有している従業員25人のうち、連絡先の把握できた6人に照会したところ、4人から回答があり、そのうち二人は、「厚生年金保険の加入は入社と同時ではなかった。」旨回答している上、当該従業員二人の資格取得日は入社日より3か月から7か月後であることが確認できる。

一方、申立期間②のうち、昭和31年6月1日から32年6月10日までの期間における標準報酬月額について、申立人は、当該期間の給与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料を所持していない上、C社の現在の事業主は、上記のとおり当時の状況は不明である旨回答していることから、申立人の給与額及び保険料控除額について確認することができない。

また、回答のあった上記従業員のうち一人は、「自分はC社において運転手をしており、運転手は他の従業員よりも給与が高かったが、それでも1万円だった。運転手ではなかった申立人の給与が1万円未満であることは間違いない。申立人の給与は、他の同僚と同程度であったと思われる。」旨供述している。

申立期間③について、申立人は、D法人において、「1年で最も忙しい12月を前にして退職するはずが無い。」旨供述しているものの、E法人によると、「平成元年以前の資料は保存しておらず、記録の確認ができない。また、退職した職員にも当時の状況を聞いたが、当該期間当時の事情を知っている者は皆無だった。」旨回答しており、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、当該期間当時、D法人において被保険者資格を有する従業員187人のうち、連絡先を把握できた44人に照会し、回答のあった12人全員が申立人を記憶していなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、申立期間②のうち昭和31年4月1日から同年6月1日までの期間及び申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②のうち、昭和31年6月1日から32年6月10日までの期間について、申立人が申立てに係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月1日から3年10月1日まで
② 平成5年10月1日から6年9月1日まで

A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額がそれぞれ前の期間に比べて低くなっている。賃上げはあったが、給与の減額は無かったはずなので、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、賃上げはあったが給与の減額は無かったはずであると主張しているが、A社の社会保険担当者は、「当時の賃金台帳等を保管していない。」旨供述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社は、「申立期間当時の健康保険組合、厚生年金基金への届出は、7枚複写の用紙で処理していた。」旨供述しているところ、申立期間①及び②について、A社及びC企業年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金給付額算出計算書により確認できる標準給与月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、A社から提出のあった平成5年度分の健康保険の被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は44万円と記載されており、申立期間②に係るオンライン記録と一致している。

一方、申立人と同職種の同僚5人の申立期間①及び②におけるオンライン記録によると、申立期間①については4人、申立期間②については5人の標準報酬月額が、申立人と同様に下がっていることが確認できる。

なお、上記同僚5人に申立期間①及び②当時の給与明細書の保有状況について照会したところ、4人から回答があり、全員が当時の給与明細書を保有していないことから、標準報酬月額について確認できない。

また、オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録に不

備は無く、標準報酬月額が遡って訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月1日から同年3月1日まで
A社(後に、B社。現在は、C社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には、継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の当時の上司は、「当時、申立人は、同社D事業所に勤務しており、昭和43年1月に退職するという話が出ていたが、担当している業務の関係から、退職日を半月から1か月ぐらい延期してもらった記憶がある。」旨供述しており、また、申立人が同社を退職した後年に勤務したE社の人事担当者は「当社が保管している申立人の履歴書には、B社の入社は昭和34年4月、退職は43年2月と記載してある。」旨供述していることから、期間は特定できないが、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の離職日及びC社から提出があった申立人に係る当時の人事管理台帳(従業員台帳)の退職日は昭和43年1月31日となっており、厚生年金保険の資格喪失日と符合している上、同社の人事担当者は「厚生年金保険の資格喪失日以降の期間に係る保険料を控除することは無い。」旨供述していることから、申立人が申立期間において、保険料控除されていたことを確認することはできなかった。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人と面識があるとする元従業員は「申立人の退職日は覚えていないので、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かは知らない。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において保険料控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、A社の当時の人事担当者は「当時、社員が退職する場合は、退職届に記載された退職日に基づき、厚生年金保険の資格喪失等の手続を行っていた。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月31日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成12年4月から14年8月まで継続して勤務しており、申立期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人はA社に申立期間も勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の元事業主から回答が得られず、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱いについて確認できないところ、同社の当時の経理担当者の供述並びに元従業員の給与明細書及び雇用保険被保険者離職票から判断すると、同社における社会保険料の控除方式は翌月控除であることが確認でき、申立人から提出のあった平成14年8月分給与明細書における厚生年金保険料控除額は、同年7月の厚生年金保険料と認められ、また、同年9月分給与明細書においては厚生年金保険料は控除されておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から31年8月1日まで
② 昭和32年11月25日から33年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険加入記録が無い。中学校卒業後、集団就職により同社に入社し、昭和27年から34年までの8年間勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されており、同社における勤続5年の表彰状もあるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された昭和32年12月付けのB協同組合の表彰状（「A社に勤続すること」五年精励恪勤）及びC市教育委員会から提出された申立人に係る中学校の卒業証明書から、申立人が昭和28年頃にA社へ入社し、継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の当時の事業主は、既に死亡しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認できない。また、現在の代表取締役は、「申立人のことは記憶しているが、当該期間当時の関係資料について確認したところ、資料は既になく、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等については不明。」と供述している。

また、申立人が記憶しているA社における当時の同僚3人について、一人は既に死亡しており、一人は居所不明であり、もう一人は照会文書を送付したが回答が無いことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において申立人と厚生年金保険の被保険者資格の取得日が同日（昭和31年8月1日）である従業員のうち、連絡が取れた一人の従業員は、同社に勤務していた従業員からの紹介により入社した旨供述しているが、その紹介をした従業員の同社における被保険者資格の取得日は昭和32年8月1日となっていることが確認できることから、当時、入社時期と厚生年金保険加入時期

が相違している者がいたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、A社における当時の従業員の回答から、期間は特定できないものの、申立人が当該期間当時に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿及び適用事業所名簿によると、同社は、昭和32年11月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、同社が適用事業所でなくなった日（昭和32年11月25日）に被保険者資格を喪失している従業員20人のうち、住所が判明し、連絡が取れる4人に対し、昭和32年11月25日以降の保険料控除について照会したところ、同年11月25日以降も勤務していたと回答があったのは一人のみであり、その一人は、保険料を控除されていたと思うが、保険料控除を確認できる資料は保持していない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 25 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の業務は、保険の代理店、広告の代理店及び集金代行業であった。同社と同じ事務室内に代表者が同一であるB社があったが、私自身は、A社の名刺を持ち保険及び広告関係の営業として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。同社で記録がなければ、B社での記録があるかもしれないので、調査をして、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社に係るオンライン記録によると、同社は昭和 62 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認でき、同社の所在地を管轄する社会保険事務所（当時）の昭和 50 年から 57 年までの期間の適用事業所名簿にも、同社の名前は記載されていない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の代表者は死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、B社の給与事務担当者（A社の給与事務も担当）は、A社における従業員の厚生年金保険の加入について記憶がはっきりせず、同社の従業員をB社において厚生年金保険に加入させたかについても 30 年以上も前のことであり何も覚えておらず、申立人について記憶をしていない旨供述している。

加えて、上記同僚は、時期等は不明であるがA社及びB社に勤務したとしているものの、昭和 52 年 7 月に国民健康保険の保険料を納付した際の領収書を保管している旨供述している。

なお、申立期間当時のB社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人及び同僚の氏名

は確認できない上、同名簿では、申立期間に健康保険の整理番号に欠番はなく、不自然な点はみられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社（後に、B社。その後、C社。）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 28 年 4 月に入社し、5 月の給料から厚生年金保険料を天引きされた。資料は無いが、会社の命令で取得した運転免許証から、発行日である昭和 28 年 8 月 22 日より前に、入社していたことが分かるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の供述により、始期は不明であるが、申立人が申立期間にA社に勤務していたことがうかがえる。

また、申立人が会社の命令で取得したと主張している運転免許証の発行日は、申立期間中の昭和 28 年 8 月 22 日であることが確認できる。

しかし、適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 28 年 10 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社は、昭和 40 年 8 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、代表取締役である事業主は、既に死亡していることから、申立人の勤務状況、厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人は、入社翌月の昭和 28 年 5 月から、厚生年金保険料を給与から控除されたと主張しているが、保険料控除を確認できる資料は所持していない。

加えて、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した従業員に、その日より前に同社において勤務した期間の厚生年金保険料の控除について確認できる資料について確認したもの、資料は得られなかった。

また、A社の事業主及び申立人を含む従業員は、昭和 28 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に、厚生年金保険被保険者記号番号を払い出されているが、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、これらの記号番号は、同年 10 月 3 日

に払い出されていることが確認でき、同払出簿における資格取得日は、被保険者名簿の記載と一致している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、昭和28年10月1日にA社において被保険者資格を取得しており、資格取得日は、被保険者名簿の記載と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 19590

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年から 39 年まで
A店に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同店に間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA店に勤務していたとしているものの、同店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、同店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 4 月 1 日であることから、申立期間のうち同年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までは、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、同店が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した従業員のうち、所在の判明した9人に照会したところ、6人から回答があったが、いずれも申立人を知らないとしているため、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、A店は、平成 15 年 2 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記の記録も確認できず、当時の事業主に対して、申立人の勤務実態及び保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、申立人が同僚として記憶していた二人については、申立期間に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票において、氏名を確認できず、また、その所在が不明であることから、これらの者に、A店における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の雇用保険の加入記録を確認できず、申立期間に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票では、申立期間に健康保険の整理番号に欠番が無く、不自然な点はみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 19591

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 47 年 2 月まで

A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元事業主の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A事業所の元事業主は、同事業所は個人経営であり、厚生年金保険に加入したことは無く、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと供述しているところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、同事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、上記元事業主及び申立人は、申立期間当時のA事業所の従業員は3人であった旨供述しており、厚生年金保険法における強制適用事業所の要件を満たしていなかったことが考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 19592

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで
A 社 (現在、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当時の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の昭和 41 年 11 月 1 日の被保険者資格取得時における標準報酬月額は 1 万 2,000 円と記録されているところ、申立人は、申立期間当時の給与額は 2 万 5,000 円以上であったと主張している。

しかしながら、B 社が保管する「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の被保険者資格取得時における標準報酬月額は 1 万 2,000 円と記載されており、上記被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

また、B 社は、申立人の申立期間における給与からは、1 万 2,000 円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたとしている。

なお、上記被保険者名簿によると、申立人のほかに 224 名が昭和 41 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得しているが、申立人と同期入社で幹部養成コースの同僚 4 名を含む 206 名の被保険者資格取得時における標準報酬月額は、申立人と同額の 1 万 2,000 円となっていることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 1 日から 46 年 12 月 31 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、私は、脱退手当金が支給されたとする昭和 47 年 5 月頃はA県におらず、もらった記憶が無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和 47 年 5 月 4 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が勤務していたB社の事業所別被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である 46 年 12 月 31 日の前後 3 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格がある 5 名中、申立人を含む 4 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む 3 名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 4 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定記録のある同僚は、「事業所が脱退手当金の請求手続をしてくれたと思う。」と供述をしていることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、B社に係る上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 47 年 5 月 4 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

なお、申立人は、「脱退手当金が支給されたとする頃には出産のためC県D郡E町（現在は、C県F市）に居住しており、脱退手当金を受給した記憶も無い。」と申し立てているが、脱退手当金の請求は住居地近くの社会保険事務所（当時）において、また、脱退手当金の受給も住居地近くの金融機関において行うことが可能であることから、申立人が、当時の住民票上の居住地であるA県G区から離れたC県D郡E町に實際上居住していたとしていたことをもって脱退手当金の受給ができないとは言えず、このほか脱

退手金が受給できないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月 26 日から同年 10 月 25 日まで
② 昭和 46 年 4 月 16 日から 49 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 3 月 1 日から 51 年 11 月 20 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。

しかし、私は、脱退手当金の請求及び受給をしたことは無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、申立期間に勤務したA社を退職直後の昭和 51 年 12 月に婚姻して姓が変わっており、また、オンライン記録では、その5か月後の 52 年 5 月 2 日に、脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できるところ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、申立人の姓が、当該支給決定当時に変更されていること、また、申立人は、同社退職後に厚生年金保険の被保険者となることは無かったことを踏まえると、当該脱退手当金の請求に伴い、当該姓の変更が行われたと考えるのが自然である。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和 52 年 5 月 2 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 37 年 8 月 1 日まで
平成 17 年頃、社会保険事務所（当時）で自分の年金記録を確認した際に、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。受領した記憶は無かったが、そのときはその旨を伝えただけだった。しかし、私は結婚退職のため、退職時に 1 万円ほどのお金と祝いの品は受け取ったが、記録にある 7,389 円という半端な金額の脱退手当金を受け取った記憶は無いので、脱退手当金は受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和 37 年 10 月 23 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 8 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある 9 名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、6 名に支給記録が確認でき、そのうち 4 名について厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、「退職前に会社の女性事務員から『厚生年金保険を脱退すると一時金がもらえますが、どうしますか。』と聞かれ、『じゃあ、脱退します。』と答え、脱退手当金を会社で受け取った。」と供述しており、また、同社で事務全般を担当していた女性は、「社会保険事務は社外の者に代行してもらっており、退職者が脱退手当金の受給を希望した場合には、当該代行者に脱退手当金の請求手続も依頼していた。」と供述していることを踏まえると、同社は脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 37 年 10 月 23 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求及び受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 19600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月頃から同年8月1日まで
② 昭和44年2月28日から46年7月頃まで

昭和43年6月頃から46年7月頃までA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険被保険者記録は、6か月しかないが、もっと長期間同社に勤務をしていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社に勤務していた役員の供述から判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡しているため、申立人の申立期間①及び②における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、上記名簿から、A社の複数の元従業員に照会したが、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

また、上記役員は、申立人は途中から事業主との間で売上げの何十パーセントかの手数料をもらう契約に変わった旨供述している。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人のA社での厚生年金保険被保険者記号番号は、同社での被保険者資格取得日（昭和43年8月1日）直後の昭和43年8月12日付けで払い出されていることが確認できる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の健康保険被保険者証が昭和44年7月5日に返納されている旨の記録が確認でき、同名簿には、遡った記録訂正などが行われる等の不自然な事務処理はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 19601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。取引明細証明書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された銀行作成の申立人に係る取引明細証明書（昭和 56 年 3 月 11 日以降の期間に係る取引証明）によると、「キユウヨ」及び「フリコミ」と記録されたものがA社から同月内に数回にわたり支払われており、申立期間のうち昭和 56 年 3 月及び同年 9 月を除く各月ごとの支払合計額は、同社に係る事業所別被保険者名簿に記録されている申立人の標準報酬月額（24 万円）より高額であることが確認できる。

しかし、上記取引明細証明書では、厚生年金保険料等の控除額を確認することができないほか、A社は、申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していない旨回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社における元同僚の一人は、申立期間当時の給与支払は月 2 回あり、そのうち 1 回は 20 日に給与と手当等が支払われ、残る 1 回は食事代等の実費分だった旨供述しており、当該同僚から提出された昭和 62 年及び 63 年当時の一部の給与明細では、基本給に年齢給、職能給等の諸手当を合計した額が「支給合計」と記載されていることが確認できる。

なお、申立人は、当該同僚のほかにも 6 人の氏名を挙げているが、そのうち二人は既に死亡しており、残る 4 人に照会したものの、二人からの回答はあったが保険料控除をうかがわせる供述を得られず、他の二人からは回答を得ることができなかった。

そこで、上記申立人に係る取引明細証明書から、昭和 56 年 3 月 11 日から同年 12 月 31 日までの期間においてA社から各月 20 日頃に支払われている「キユウヨ」と記録された項目を確認したところ、当該項目の金額は、一定ではないものの平均すると申立人

の申立期間における標準報酬月額とおおむね一致する。なお、当該取引証明書において同社から支払われている「フリコミ」と記録された項目は、上記元同僚の供述から判断すると、実費分であったと考えられる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と同じ昭和 55 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得した同僚 4 人の資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同様 22 万円と記録されており、当該同僚の申立期間の標準報酬月額は、4 人のうち二人は申立人と同額、残る二人は申立人より低い額であることが確認できる。

さらに、上記名簿では、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡って記録訂正が行われる等の不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。